消費者安全専門調査会報告書

平成23年7月15日 消費者委員会 消費者安全専門調査会

一目 次一

																							頁
はじ	こめ)[:···										•		•	•		•		•	•			4
第 1	I	本専門調	査会の植	食討のこ	方向性	ŧ.			. ,		•			•	•	•		•					5
第 2	2	事故情報(の収集 ·	· 一元1	Ŀ·•						•			•	•			•					7
1	I	事故情報(の収集 ·	· 一元1	とに関	関する	る現る	行制	度₫	り概	要			•	•		•	•					7
2	2	現行制度	こ係るス	 専門語	調査会	€の間	問題	意識						•			•						7
3	3	現行制度の	の実効性	生に関す	する誰	魚点 と	とそ(の検	証・					•			•						8
4	1	現行制度	・実施体	本制の記	評価と	: 対/	芯策							•					•				1 9
第3	3	事故情報(の分析及	及び公園	表・活	5用								•	•				•				2 3
1	l	事故情報(の分析に	こ関する	る現行	于制 原	度の	既要						•	•		•						2 3
2	2	事故情報(の公表に	こ関する	る現代	于制 月	度の	既要						•			•						2 4
3	3	現行制度	こ係るス	 専門語	調査会	€の間	問題	意識						•	•		•						2 6
4	ļ	現行制度の	の実効性	生に関す	する誰	魚点 と	とその	の検	証・		•			•	•		•	•	•		•	•	2 9
5	5	現行制度	・実施体	本制の記	評価と	: 対/	さ策				•	•		•	•	•	•	•	-	-	•	-	3 7
第4	ļ	消費者安全	全を一層	喜強化 。	するた	こめ の	の対象	策と	その)実	現	IZI	句(t t:	検	討	に	つ	۲١.	T			4 7

【参考資料1-1】事故情報の収集・一元化に関する議論の整理

【参考資料1-2】事故情報の分析に関する議論の整理

【参考資料1-3】事故情報の公表・活用に関する議論の整理

【参考資料2】 消費生活用製品安全法と消費者安全法に基づく重大事故報告(通知) と公表状況

【参考資料3】 「焼肉酒家えびす食中毒事件」に関する情報の流れと公表状況について

【参考資料4】 消費者庁からの主な注意喚起情報のまとめ

【参考資料 5 】 消費者委員会 消費者安全専門調査会 設置·運営規程 (平成 21 年 10 月 26 日 消費者委員会決定)

【参考資料6】 消費者安全専門調査会の進め方

(平成22年3月 消費者委員会作成)

【参考資料7】 消費者安全専門調査会 審議経過

【参考資料8】 消費者安全専門調査会 委員名簿

はじめに

我が国において、「安全と水はただである」という表現が巷間聞かれなくなって久しい。 その背景としては、経済・社会構造の変化等様々な要因が考えられる。最近では、高度情報社会の進展や製品・サービスの高度化、複雑化、国際ネットワーク化、新規参入企業の台頭、消費者の低価格志向を踏まえた企業側の対応などが急速に発展している。これらは一面では経済の活力を促進し得るが、他方、その結果として、消費者一人一人の安全を確保し、もって一人一人にとっての安心をより確かなものとして実現することは、容易ではなくなってきているものと思われる。

本専門調査会では、昨年4月の発足以来、10回の審議を重ねてきた。その結果、消費者庁及び消費者委員会が発足したからといって、直ちに安全と安心が手に入ることになるというわけではなく、消費者庁や地方公共団体を始めとした関係機関、事業者・事業者団体、消費者・消費者団体の各者がそれぞれ不断の努力を積み重ねることで初めて、安全と安心が身近なものとなることが確認された。

また、安全と安心を支える様々な情報を迅速に周知していくには、上記各関係主体の努力もさることながら、各自治体における地域コミュニティ内の連携強化策や、様々なNPO法人等を核とした地域的連携の強化も重要であるとされる。

そこで、本専門調査会では、こうした各関係主体が、消費者安全法(平成二十一年六月五日法律第五十号)、消費生活製品安全法(昭和四十八年六月六日法律第三十一号)等の関係法令の各規定を踏まえて、有機的に連携を取り、また、主体的に行動し、もって消費者一人ひとりの安全と安心をより確かなものとしていく上で、問題が生じていないかどうか点検した。また、その点検結果を踏まえ、安全と安心をより確実にするために、法制、その運用体制等をどのように見直したらよいのかについても議論し、本報告書を取りまとめた。

消費者の安全と安心について、上記のような観点から万全を期すことは、我が国企業・ 業界団体が安全と安心の実現に向けて創意工夫・技術開発等を図ることを促進し、消費者 との信頼関係を築くことで、我が国が「安全大国・安心大国」として飛躍することにもつ ながるものと考える。

本専門調査会としては、以上のような観点から、関係者間において本報告書において示された問題意識が共有され、その提言内容が速やかに実現されることにより、第二の中国 産冷凍ギョーザ中毒事件、第二のガス湯沸かし器事件等が決して起きることがないよう、 強く期待するものである。

第1 本専門調査会の検討の方向性

本専門調査会では、事故発生から、事故の拡大・未然防止等の対策が図られるまでの間について、大きく分けて3つの段階、すなわち①事故情報の収集・一元化、②事故情報の分析、③事故情報の公表・活用に分け、それぞれの段階において、各関係主体がどのように関与しているか、また、消費者安全に関係する法制及びその運用体制がどのように機能しているか等について点検し、議論を行ってきた。

その結果、消費者庁への事故情報の収集一元化を進め、集約された事故情報を分析し、 分析結果を基に、消費者庁自らが消費者安全法第 17 条等に基づき、事業者に対して勧告・ 命令や事業者指導を行ったり、同法第 16 条等に基づき他省庁や関係機関に効果的な措置を 採らせたりするなど消費者行政の司令塔として機能するという、消費者庁設置及び消費者 安全法創設の理念を実現していく上で、各段階を通じた横断的な問題点などが以下のとお り浮かび上がってきた。

① 重大事故等の情報に係る収集・分析・公表・予防

重大事故等の情報については、第2で述べるとおり、その収集範囲が法制上も、また、 実際の運用体制上も狭い範囲に限定されている。また、公表による迅速な注意喚起が徹底 しているとは言えず、その結果、一部の製品でリコール公表後半年経過しても被害が相次 ぐ等、製品回収の実が上がっていない事例が見受けられる。すなわち、事故が発生してか ら、事故の発生原因除去に至るまでの一連の流れにおいて不備が目立つ。

また、本年4月に発生した「焼肉酒家えびす食中毒事件」(『「焼肉酒家えびす」での腸管出血性大腸菌食中毒事件』:以下同じ)における一連の対応等について子細に整理してみると、消費者安全法を施行したことの実が未だ上がっているとは評価し難く、同法の趣旨が徹底されているようにはみえない(注)。

(注)対応策については、後述する「第2 事故情報の収集・一元化」の4(1)①及び② 並びに「第3 事故情報の分析及び公表・活用」の5(2)ア及び5(2)イ参照

② 誤使用・非重大事故情報に係る収集・分析・活用

子供や高齢者に特有の事故や、同じような誤使用が相次ぐ事故、重大事故につながりか ねない非重大事故等の情報収集や分析・活用が十分ではなく、事故の拡大防止・未然防止 の観点から改善すべき点が少なくない(注)。

(注)対応策については、後述する「第3 事故情報の分析及び公表・活用」の5(2)ウ参照

③ 各事故情報の収集・分析・活用を強化するための体制強化

上記①及び②の問題点に効果的に対応するためには、消費者庁には専門的人材が不足している。したがって、消費者庁が効果的に機能するよう予算面等から体制を整備する必要

があるし、同時に各職員の意識についても、消費者と同じ視線に立つよう徹底すべきである。また、他省庁や独立行政法人や民間法人等の関係機関、さらに関連する事業者や事業者団体との連携・委託の強化などによって、事故情報の収集・分析・活用を効果的に図るための体制を強化する必要がある(注)。

(注)対応策については、後述する「第2 事故情報の収集・一元化」の4(2)③及び「第3 事故情報の 分析及び公表・活用」5(2)参照

そこで、以下では上記①~③の問題意識に立って、事故が発生してから、その情報を収集、活用して被害拡大防止等の対策が取られるまでを事故情報の収集・一元化とその分析及び公表・活用の2つの段階に分けて現行の体制について検討しつつ、どのような対策をもって対応すべきかについて整理する。

第2 事故情報の収集・一元化

1 事故情報の収集・一元化に関する現行制度の概要

消費生活用製品安全法の平成 18 年改正、平成 21 年の消費者安全法制定等に伴い、消費者が製品及び役務の提供に起因した事故に遭った場合の情報を関係機関が入手した場合、その事故が重大であり、製品に起因する可能性がある等の一定の要件を満たせば、その関係機関は、原則としてすべて内閣総理大臣から委任を受けた消費者庁長官に通知等することとなっている。

具体的には、

- ① 主要な製品に起因する事故に加え、事業者の役務提供に伴って生じた事故等について、すべての行政機関・都道府県・市町村の長等(以下「行政機関」という。)は、消費者事故等が発生した旨の情報を得たときは、重大事故等については直ちに、それ以外の消費者事故等で被害の発生・拡大の恐れがあると認められたものについては速やかに、内閣総理大臣(消費者安全法第23条第1項に基づき消費者庁長官に委任)に通知すること(消費者安全法第12条第1項及び第2項参照)
- ② 食品、医薬品・化粧品・医薬部外品、道路運送車両等を除いた消費生活用製品については、その製造事業者又は輸入事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、関係する情報を内閣総理大臣(消費生活用製品安全法第56条第1項に基づき消費者庁長官に委任)に報告すること(消費生活用製品安全法第35条第1項参照)が義務付けられている。

消費者安全法及び消費生活用製品安全法は、それぞれ別の経緯・立法目的を持って制定されたものである。しかし、上記のとおり、製品に起因する疑いのある事故の多くについて、両法の規定に基づいて消費者庁に対して行政機関からの通知及び事業者からの報告が行われることになっている。結果的に、一方の法律に基づく通知又は報告をもって、他方の法律に基づく通知又は報告の懈怠等が事実上明らかとなり、各法律上の義務が履行されているかどうか点検できることが想定される。

また、同一の事故について、行政機関と事業者が同時に把握した場合には、行政機関は消費者安全法に基づき「直ちに」通知し、事業者は消費生活用製品安全法に基づき「10日以内」に報告することが義務付けられているため、その限りでは、前者の通知及びそれに基づく事故情報の公表が先行することが想定される。

2 現行制度に係る本専門調査会の問題意識

事故情報の収集・一元化について、本専門調査会では、様々な問題が指摘された。 その主たるものを整理すると以下の点に集約されると思われる(本専門調査会において出され た主な議論の整理については、参考資料1を参照)。

- ・ 現行制度の仕組みでは、様々な事故を把握し切れるものではなく、漏れが生じていたり、事故情報がどこかで止まってしまったりしていることも考えられる。どのようにして、目詰まりや捕捉漏れが起こらない仕組みとしたらよいかについて考えていく必要がある。
- ・ そのためには、通知義務対象を広げ、事業者、行政機関のみならず、日本中毒情報センター等の公的機関を加えるほか、医療機関や消費者も通知に努めることとする等関係する主体それぞれから大事な情報が洩れなく上がってくる仕組みとすべき。
- ・ 現行法における重大事故(「消費者安全法に基づく重大事故等及び消費生活用製品安全 法に基づく重大製品事故」の意、以下同じ)の定義は、現に被害が発生した事故であっ て、かつ治療期間によって定義しているものにおいては30日以上の治療期間と限定され て定められている。しかし、高齢者の誤使用や予見可能な誤使用、子供に特有の事故、 小さな事故でも頻度が多いもの、治療に要する期間が30日以上であるとは直ちに判別し 難いもの等についても、現在のところ重大事故は発生していなくても直ちに分析・活用 を行うべき重要な情報として積極的に収集するような発想が必要である。
- ・ 通知する側が重大事故かそうでないかを判断する上で、過剰な負担を負うような仕組 みは改めるべき。地方自治体には、事故情報の分析力等が十分に備わってはいないこと を踏まえ、できるだけ広く情報を集め、コンピューター処理や消費者庁側のスクリーニ ング機能の高度化等により、情報を処理し、地元の消費者担当課も情報共有して、事故 の再発防止に役立てることができるような仕組みを検討すべき。
- ・ 中国産冷凍ギョーザ中毒事件のように同じような事故が全国で何件も起こっていることが早く分るシステムがまず必要。そのための情報収集・集約体制を確保する必要がある。

3 現行制度の実効性に関する論点とその検証

上記のような問題意識を踏まえ、現行制度がどの程度、また、どの範囲の製品・役務における事故について実効性を持っているか等について論点を整理した上で、論点ごとに具体的なデータ等を基に検証した。

論点①:消費者安全法に基づく行政機関の通知について

消費生活用製品安全法による報告は、事業者が事故を把握してから 10 日以内であるの

に対し、消費者安全法では、行政機関は「直ちに」通知することとされている。同じ事故について両者がほぼ同時に事故情報について把握できた場合、上記第2の1で想定したとおり、実際に消費者安全法に基づく公表が先行しているか、また、その結果として、消費者に対する迅速な注意喚起体制が実現していると評価できるか。

論点②:消費生活用製品安全法に基づく事業者の報告について

消費者安全法に基づく通知がなされているにもかかわらず、消費生活用製品安全法に基づき事業者が報告していない、あるいは報告が遅れている場合、消費者庁が消費者安全法の規定に基づいて得た情報によって当該事業者に注意し、事故報告をうながす等により、消費生活用製品安全法の遵守が図られる体制となっているか。

論点③:消費者安全法に基づく情報把握について

すべての消費者向け役務や、食品、医薬品、建築物に係るエレベータや自動ドア等の構造物、公園遊具などの消費生活用製品安全法の適用対象外の製品に関する事故情報を、消費者庁が入手するには、法制上、消費者安全法に基づく行政機関の通知に限られる。各行政機関は、どの程度、同法に基づき通知を励行しているか、行政機関にどの程度情報が上がってくるような仕組みとなっているか。

論点④:事故情報データバンク(注)の活用について

仮に、消費者安全法に基づく通知では、事故情報を迅速に捕捉するのが難しい場合、事故情報データバンクに参加している機関から登録された事故情報が、消費者安全法における通知漏れ・遅れに対するけん制効果を果たしているか。

(注) 事故情報データバンクとは、関係行政機関が保有する生命・身体に係る消費生活上の事故の情報を一元的に 集約したデータベースのこと。 事故の再発、拡大の防止に資する環境整備の一環として、消費者庁と(独)国民生 活センターが連携して実施している事業。参画機関は、消費者庁、(独)国民生活センター・消費生活センター、日 本司法支援センター(法テラス)、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、(独)製品評価技術基盤機構、国土交 通省、国土交通省国土技術政策総合研究所、(独)日本スポーツ振興センター。

(1) 論点①:消費者安全法に基づく行政機関の通知状況

消費者安全法に基づく重大事故等についての毎週1回の公表資料について、本年4月から5月までの公表分を調べてみたところ、通知件数こそ大幅に増えたものの、既に消費生活用製品安全法に基づく公表が終わった後に通知がなされたものは、わずか2か月間の間でも25件に上った。

そのうち、24 件は、「火災が発生」と記載されたものであることから、本来、消防署から消防庁への報告に基づき、消防庁が消費者庁に通知すべきだったところ、消防署からの報告あるいは消防庁からの通知が迅速になされなかったものと思われる。

表 2 - 1 消費生活製品安全法と消費者安全法に基づく事故情報の収集と公表状況 (平成 23 年 4~5 月の消費者庁公表資料より抜粋)

消費生活用製品安全法	消費者安全法	事故発生日	製品名・事故内容
による事故公表日	による通知受理日		
平成 23 年 3 月 16 日	同年3月30日	同年3月7日	コーナータップ
平成 23 年 1 月 18 日	同年3月31日	平成 22 年 12 月 21 日	電気ストーブ
平成 23 年 2 月 1 日	同年4月1日	同年 1 月 25 日	石油給湯機
平成 23 年 3 月 12 日	同年4月1日	平成 22 年 2 月 24 日	石油ストーブ
平成 22 年 11 月 30 日	平成 23 年 4 月 5 日	平成 22 年 11 月 19 日	空気清浄機
平成 23 年 4 月 1 日	同年4月6日	同年3月18日	エアコン(室外機)
平成 23 年 3 月 4 日	同年4月8日	同年2月14日	電気ストーブ
平成 23 年 4 月 1 日	同年4月8日	同年3月17日	電気洗濯乾燥機
平成 23 年 2 月 10 日	同年 4 月 11 日	同年1月13日	電話交換機
平成 23 年 3 月 8 日	同年4月11日	同年2月16日	石油ストーブ(密閉式)
平成 23 年 2 月 15 日	同年4月12日	同年2月2日	電気温風機
平成 23 年 3 月 16 日	同年4月13日	同年3月3日	電気ストーブ
平成 23 年 2 月 1 日	同年 4 月 20 日	同年1月20日	ノートパソコン
平成 23 年 4 月 8 日	同年 4 月 25 日	同年3月29日	石油給湯機
平成 23 年 3 月 8 日	同年5月2日	同年3月1日	石油給湯機
平成 23 年 4 月 22 日	同年5月6日	同年 4 月 14 日	電気シェーバー
平成 23 年 2 月 8 日	同年5月6日	同年 1 月 21 日	油だき温水ボイラ
平成 23 年 4 月 26 日	同年5月9日	同年3月18日	投げ込み式湯沸器
平成 22 年 10 月 8 日	平成 23 年 5 月 9 日	平成 22 年 9 月 18 日	テレビ(ブラウン管型)
平成 23 年 3 月 16 日	同年 5 月 10 日	同年3月3日	電気ストーブ
平成 23 年 4 月 22 日	同年 5 月 11 日	同年4月9日	石油給湯機付ふろがま
平成 23 年 5 月 13 日	同年 5 月 16 日	同年1月6日	システムキッチン
平成 23 年 2 月 4 日	同年 5 月 16 日	同年 1 月 23 日	電気カーペット
平成 23 年 3 月 16 日	同年 5 月 19 日	同年3月1日	照明器具
平成 23 年 5 月 13 日	同年 5 月 19 日	同年4月17日	カセットコンロ

また、その遅れ方も、1週間程度である場合もあれば、1か月、場合によっては、数か月経てから、ようやく通知されたものもある。消費者庁は、消費生活用製品安全法に基づいて当該事故情報について事業者からの報告を受けていることからすれば、消防庁に対して、各事故情報の通知がなぜ迅速に行われないか等を問い合わせることを通じ、迅速な通知を

要請することで、消費者安全法に基づく通知義務の励行を図る必要があったものと思われる。

なお、上記 25 件のうち、東日本大震災に被災し行政機関が通常どおり機能できなかった と思われる県(宮城県、福島県)のものが 2 件含まれているが、残りは、他の都道府県か らのものである。

また、本年 4~5 月に製品等に起因する可能性がある火災事故について、事故が発生してから各法制上の通知・公表等までの日数を集計・平均してみると、消費生活用製品安全法に基づく事業者からの報告は、火災事故発生後、平均 14.1 日、消費者庁による公表は平均 19.3 日後、消防庁による消費者安全法に基づく通知は 41.2 日後、同法に基づく公表は 50.2 日後であった(詳細については、参考資料 2 を参照)。

これらの点に関しては、総務省行政評価局が本年 2 月に公表した「製品の安全対策に関する行政評価・監視結果報告書」(以下「総務省報告」という。)において、「平成 21 年 9 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に発生し、(消費生活用)製品安全法の規定に基づいて事業者が消費者庁に報告を行った重大製品事故(火災に係るもの)57 件のうち、…消費者庁に通知されていないものが 47 件みられ」、その原因として「①各消防機関から消防庁に報告されていないもの 29 件、②各消防機関から消防庁に報告されているものの、原因が特定されていないなどの理由により、消防庁から消費者庁に通知されていないもの 18 件」であったことが判明したとしている。

総務省報告では、こうした事実を踏まえ、「消費者庁は警察庁及び消防庁を通じて警察機 関及び消防機関に対し、消費者庁への消費者安全法の規定に基づく重大事故等の通知が的 確に行われるよう、製品事故が疑われる情報を把握した場合には、幅広く迅速に警察庁又 は消防庁に報告するよう協力要請を行うこと。また、消防庁から通知される製品に係る重 大事故等については、消費者事故等に該当しないことが明らかな事故以外は、幅広く迅速 に通知されるようにすること」という指摘が、消費者庁になされた。

このような指摘を受け、消費者庁は、警察庁、総務省を通じて消防庁に対し、上記の要請を行ったとしている。しかし、結局、消費者庁は、消費生活用製品安全法の事故情報を入手した後、消防庁に対して個別の督励は行っておらず、総務省報告の指摘を踏まえた継続的なフォローアップが行われているとは言い難いものと見られる。

なお、製品に起因する火災事故については、消費生活用製品安全法に基づく報告から問題を容易に把握することができたということであり、その他の事故に係る行政機関の通知については、明確に義務履行状況を把握することは難しいものの、後述するとおり、督励

が必要な場合が少なからず存在するとみられ、問題は消防庁・警察庁の対応に限ったものではない。

(2) 論点②:消費生活用製品安全法に基づく事業者の報告状況

本年 4~5 月の 2 か月間の消費者庁からの公表において、消費者安全法の規定に従って、 行政機関からの通知があり、同通知に基づき公表が行われ、その後、消費生活用製品安全 法に基づく事業者からの報告が行われた事案について調べてみると、3 件しかない。

また、消費生活用製品安全法においては、事業者からの通知が報告期限を過ぎていた場合には、当該事業者に対して厳重注意を行っており、この期間に8件発生している。

このうち、3件は、「火災発生」又は「死亡」事案であり、本来であれば、これらも消費者庁が消防庁あるいは警察庁から通知を受け取って然るべき事案であったが、事業者からの通知前には消防庁あるいは警察庁からの通知がなかったものとみられる。また、「死亡」事案については、5月末現在で、消費者安全法に基づく公表は行われていない。

このようにしてみると、消費者安全法に基づく行政機関からの通知が、必ずしも消費生活用製品安全法に基づく事業者報告をけん制することにはなっていないとみられ、上記第2の1で想定したとおりには機能していない。

(3) 論点③:消費者安全法に基づく情報把握の状況

消費生活用製品安全法の対象とならない製品及びすべての役務については、行政機関が 消費者庁に通知する以外には、消費者庁が法的に把握できる情報は存在しない。したがっ て、当該通知の励行状況が問題となり得る。

しかし、消費生活用製品安全法に基づく報告対象範囲が消費生活用製品のみと狭い範囲に限られているのに対し、消費者安全法が上記のとおり幅広い分野の消費者事故情報を収集することになっている。それにもかかわらず、下表のとおり報告・通知件数をみる限り、平成23年度はともかく、平成22年度中は前者が後者の2倍近い水準に達している。したがって、消費者安全法第12条第1項に基づく通知が法令通りに励行されているかどうかについて改めて具体的なデータ等を基に検証する必要があろう。

表2-2 消費生活用製品安全法と消費者安全法に基づく報告・通知件数

	平成 22 年度	同	平成 23 年度
	上半期	下半期	4・5 月
消費生活用製品安全法に基づく報告	560 件	581 件	173 件
消費者安全法第12条第1項に基づく通知	270 件	391 件	200 件

そこで、以下では、実際に法令の趣旨どおりに通知が励行されているのかどうか、あるいは、そもそも、重大事故が発生する可能性について十分想定され得る製品・役務でありながら、行政機関として把握しようがなく、結果的に通知がなされていない場合もあるのではないか、また、重大事故等の定義が狭いため、本来迅速に公表すべき事例が通知されていないのではないか等の観点から、法制の実効性について検証した(注)。

(注) 昨年10月に厚生労働省より「加水分解コムギ末を含有する石鹸によるアレルギーが発症する」ことの 注意喚起がなされたが、消費者庁の注意喚起は今年6月に入ってからであった。それまでにも各地の消費 生活センターには複数の入院などの重篤な情報が寄せられていたが、短期間で収まり小麦製品を食べない 限り症状が再発せず、結局、30日以上の重大事故情報には該当しないと判断された事例も数多くあり、 これらの情報については、消費者庁への通知がなされていなかったとの指摘もある。

ア 食中毒

2008年に発生した中国産冷凍ギョーザ中毒事件が、消費者庁設立の一つのきっかけとして挙げられている。消費者安全法の施行に伴い、食中毒についての情報通知が十分実効的に行われたかどうかは、重要な目安の一つになると思われる。

そこで、本年4月に発生した「焼肉酒家えびす食中毒事件」、焼き肉料理のチェーン店が提供する「ユッケ」と称する生肉料理を原因とする食中毒が頻発した事件について、 消費者安全法がどの程度有効に機能したかについて検証した。

表 2 - 3 「焼肉酒家えびす食中毒事件」における事故発生から情報通知・公表状況 (参考資料 3 より抜粋)

日付	福井県	富山県	横浜市	厚生労働省	消費者庁
4/17(日)	福井渕店:食事	駅南店:食事			
	(男児6才)	(7名)			
19 (火)			横浜上白根店:		
			食事(女性19才)		
20 (水)		駅南店:発症			
21 (木)	福井渕店:発症・	砺波店:食事			
	入院(男児6才)	(親子2名)			
23 (土)		砺波店:食事	横浜上白根店:		
		(家族5名)	発症(女性 19 才)		
		富山山室店:食事			
		(20 代女性)			
24 (日)		砺波店:発症・入			
		院(親子2名)			
25 (月)			横浜上白根店:		
			入院 (女性 19 才)		
26 (火)	福井渕店:死亡	砺波店:発症			
	(男児6才)	(家族 5 名)			
	病院から届出				
27 (水)	厚労省には、事業	砺波店:入院		富山県から報告。	厚労省から富山県の報
	者名なしで報告。	(家族5名中2名)		福井県から報告。	告を通知。
		病院から届出。			
		厚労省に事業者名			
00 (1)		も含め報告。			
28 (木)		生肉料理を避ける	市内の店舗に立入		厚労省から福井県の報
00 (4)		よう県民啓発。	検査。		告を通知。
29 (金)		砺波店: <mark>死亡</mark> (親子2名中男児)			
30 (土)		駅南店の患者の菌		富山県から報告。	厚労省から富山県の報
		が 0111 と判明し厚			告を通知。
		労省に報告。			
5/1(日)					
2 (月)	富山県の患者の菌			福井県から報告。	大臣会見で、厚労省に消
	と同一である旨、				費者安全法第 14 条第 1
	厚労省に報告。				項の依頼をした旨公表。
					「集団食中毒の発生を
					受けた食中毒予防に関
					しての御願い」を公表。
3 (火)			横浜市も同様の患	横浜市から報告。	厚労省から福井県と横
			者 4 名がいる旨、		浜市の報告を通知。
			厚労省に報告。		

⁽注) 青字の食中毒被害者の動きについては、4月27日までの入院分について報道されたものを消費者委員 会事務局において整理した。

上記の表等から、以下の3点を指摘することができる。

- ・ 本件について、一番最初に医療機関から届出があった福井県の事例については、医療機関から福井県保健所、福井県へと報告されるのに 1 日、さらに、福井県から厚生労働省を経て消費者庁に報告されるのに 1 日を要しており、医療機関からの届出から消費者庁への通知まで 3 日間にまたがっている。他方、富山県はその日のうちに病院、県、厚生労働省、消費者庁と迅速に通知されている
- ・ 消費者庁への通知の遅れは、5 月 2 日の福井県からの厚生労働省あて報告も、翌 5 月 3 日に消費者庁に通知されており、2 日間にまたがっているほか、その後も、2 日間にまたがってしまった例が複数回存在する。
- 本件について、腸管出血性大腸菌感染症についての最初の届け出があった福井県の 事例については、厚生労働省から消費者庁への通知に、事業者名がなく、消費者庁は、 富山県の事業者と同じであるなどの情報を突合する機会を失った。

消費者安全法制定の趣旨を踏まえると、以下のことが想定されうる。

- ② 消費者庁が厚生労働省に対して、消費者安全法第12条第1項及び同法施行規則第9条第2項の規定に基づき、福井県からの通知について、「当該消費者事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項」を通知する義務を直ちに履行するよう求めていたならば、富山県の通知と同じ事業者によるものであることを察知し、直ちに消費者向け公表を検討することになったかもしれない。
- ⑤ また、同規定に従って、消費者庁への通知が翌日あるいは翌々日に遅れることがないようにかねてから、義務履行を要請していれば、同様に被害拡大防止に資することになったかもしれない。

以上の点を踏まえると、消費者安全法が関係行政機関によって十分に遵守されていた、 あるいは遵守されるように消費者庁が督励していたとは言い難い。中国産冷凍ギョーザ中 毒事件の反省も踏まえて消費者安全法が制定され、また、消費者庁が設置されたことの趣 旨が徹底されていない可能性が高いとみられる。

イ 学校、福祉・介護施設、保育施設その他公共施設

幼児、児童、中高生、高齢者、障碍者等のための施設のように、施設そのものや、施設で使用される様々な機器類に関して、消費者事故等が発生した際に、これらが行政機

関を通じて消費者庁に通知されることになっているのかについて整理した。

そもそも、上記の施設について、都道府県または市町村、あるいは各施設の業界の監督官庁に対して通知される法令があるかどうか整理してみると以下のとおりである。

表2-4 主な施設別の事故情報の通知義務状況

表2一4 土な施設別の事故情報の週知義務状況							
Ξ	主な施設	主な関係法令	事故に係る通知体制				
保育所		児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第百	なし。 児童福祉施設最低基準(昭和二十三				
		六十四号)	年十二月二十九日厚生省令第六十三号)に				
			おいて転落事故防止設備設置を義務付け。				
知	I的障害児	児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人	施設は、施設支援の提供による事故の発				
		員、設備及び運営に関する基準(平成十八年九月	生について速やかに都道府県に連絡を行				
		二十九日厚生労働省令第百七十八号)	わなければならない。				
,	小中高校	学校保健安全法(昭和33年4月10日法律第56号)	<u>なし。</u> 学校での事故等で危害が生じた場				
			合の回復支援措置等が義務となっている				
			のみ。				
高	有料老人	老人福祉法施行規則(昭和三十八年七月十一日厚	なし。 日常生活上の便宜供与により事故				
齢	ホーム	生省令第二十八号)	が発生した場合、事故の状況・処置につ				
者			いて帳簿に記録しなければならない。				
	公的施設	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭	入所者の処遇により事故が発生した場合				
		和四十一年七月一日厚生省令第十九号)	には、速やかに市町村に連絡する義務。				
5	要介護者	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	入所者の処遇により事故が発生した場合				
		(平成十一年三月三十一日厚生省令第四十六号)	には、速やかに市町村に連絡する義務。				
		介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運	入所者の処遇により事故が発生した場合				
		営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省	には、速やかに市町村に連絡する義務。				
		令第四十号)					
	障碍者	障害者自立支援法に基づ〈指定障害福祉サービス	利用者に対する介護の提供により事故が				
		の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	発生した場合には、都道府県及び市町村				
		(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十	に連絡する義務。				
		- 号)					

上記の整理は、あくまで国の法令に基づく通知義務の有無について整理したものであり、都道府県によっては、条例等で何らかの通知義務等が設けられている場合もある。

例えば、学校についてみると、「消費者事故等の通知について」(平成21年9月1日付け)において消費者庁及び文部科学省から各都道府県等教育委員会総務担当課宛ての事務連絡がなされている。しかし、平成22年度の通知件数は、全国合計で数件に止まっており、小学校、中学校、高校において製品起因事故が発生したとしても、消費者安全法に基づく都道府県・市町村教育委員会からの通知が行われるように、徹底されているとは言い難いものとみられる。

なお、保護者の医療保険の請求に基づき事故を把握している独立行政法人日本スポーツ振興センターが事故情報データバンクに登録した学校での事故の事例について、消費者安全法に基づく公表が行われているかどうかについて確認したところ、指の切断等の明らかな重大事故についても公表されていなかった。

その背景について、東京都の例でみると、東京都教育委員会が事故発生報告事務処理要綱(昭和46年10月11日教育長決定 平成21年8月10日教総総第808号)を定めている。その中で、「児童・生徒の安全健康に関すること」として、「(1)交通事故による死亡負傷、(2) 感染症の集団発生等、食中毒の集団発生、インフルエンザの集団発生(3) 光化学スモッグ等公害による健康障害(4) 上記以外の健康に関わる異状事態」について、学校長が東京都学校経営支援センターに報告することが義務付けられているが、ここで「上記以外の健康に関わる異常事態」と消費者安全法で定める重大事故等が一緒であるかどうか明確ではなく、上記の「消費者事故等の通知について」は、反映されていないとみられる。その結果として、上記のような事故情報データバンクとの差異が生じているものと考えられる。

また、老人ホームについても、都道府県の担当官に聴取したところでは、「管轄している老人ホームが多すぎて、数年に1度検査するだけでも手一杯であり、各ホームの運営状況や事故の発生状況等について十分に把握するのは難しい。」としている。上記の表のとおり、法制上は、各老人ホームが帳簿上事故を記録する義務が課されているだけであることも踏まえると、消費者庁に各老人ホームでの事故が迅速に通知されることは期待し難いと考えられる。

以上の整理を踏まえると、経営主体が公的団体であるか、民間法人であるかを問わず、 公共的な性格を有する施設であって、重大事故等が少なからず発生することが想定され る場所であっても、直ちに、行政機関に連絡される体制が確保されているわけではない と考えられる。 ウ 小売店舗・遊技場等の商業施設やエステ・医療機関・各種教室等のサービス施設 百貨店等の催事会場の商品が崩れてそれに当たってケガをした、あるいは、エステで の脱毛サービスの不具合で、皮膚に火傷が生じた等の事故が発生した場合、消費者が警 察等に被害届を出す等の場合であればともかく、施設側との示談等次第では、特段の事 故連絡・報告義務は各施設に課されていない。

そもそも消費者安全法の趣旨は、行政機関が消費者事故についての情報を持っているのであれば、直ちに通知することを義務付けたに留まると解される(「逐条解説 消費者安全法」(商事法務)96頁参照)。したがって、その評価はともかく、法制上も、また、消費者庁の実施体制も、様々な施設における重大事故等を積極的、かつ、主体的に、また、網羅的に把握して、これを消費者に広く周知しようという仕組みの下で、運用されているわけではないとも解される(注)。

(注) 他方、消費者安全法には、第 17 条、第 18 条及び第 19 条のように、他省庁において被害拡大防止に係る措置がなされていない場合の事業者に対する勧告、命令及び譲渡の禁止・制限を行うことが規定されている。同規定は、内閣総理大臣(同法第 23 条第 1 項により消費者庁長官へ委任)が積極的に情報を収集し、他省庁が十分な情報を持っておらず一定の措置を講じるための法制が手当てされていない場合であってもこれに先駆けて緊急措置を講ずることができ、担当省庁が措置を講じた後に、緊急措置を解除できるとしている。同規定の存在を踏まえると、上記の解釈とは異なり、消費者庁による積極的な情報収集を大前提としているようにも解される。消費者安全法第 17 条ないし第 19 条の各規定が全〈発動されていないことの理由の一端が、現在の情報収集体制に起因するとも考えられる。

このような法制あるいは実施体制について、消費者庁及び消費者委員会が設置された趣 旨等に照らして、どう考えるか、何らかの改善余地はないのか等について、検討する必要 があろう。

(4) 論点(4): 事故情報データバンクの活用状況

仮に、行政機関が消費者事故等について知りうる範囲が限られ、また、消費者安全法に基づく通知が十分に励行されていないとしても、事故情報データバンクに参加している機関からの事故情報登録が、消費者安全法に基づく通知漏れ・遅れに対するけん制効果を果たすことになったり、行政機関の情報収集範囲の限界を補完したりすることになるのであれば、重大事故情報の収集一元化に向けて体制強化を図ることができる。例えば、独立行政法人日本スポーツ振興センターが事故情報データバンクに登録した学校でのスポーツに関する事故情報の詳細について、文部科学省を通じて事故が発生した学校からの通知を督励することも考えられる。

しかしながら、上記のとおり、消費者庁では事故情報データバンクに登録された重大事故情報とみられる事故であっても、行政機関に対して、問い合わせをしていない。その結果、現在の消費者安全法の規定で、十分な情報収集が可能であるのか、所管官庁と地方自治体の現場との関係のどこに問題があるのか、あるいは権限上の問題があるのかどうかについても明確にされないままとなっている。

4 現行制度・実施体制の評価と対応策

(1) 現行制度・実施体制の評価

上記の検討結果を踏まえると、現行の消費者安全法の制度及びその実施体制について、 いくつかの重要な問題を指摘することができる。

① 総務省報告において消費者庁が指摘された事項は、いまだに改善されたと評価できるものではなく、消防・警察等からの通知が未だに励行されているとは言い難い。

この点について消費者庁は、例えば、消費生活用製品安全法で事業者からの火災案件の報告を見て、消防署等でも当然に同一案件についての情報を得ていると推測される場合に、消防庁に対して通知を督励していないとしているが、改善が確認されるまでは、継続して督励すべきであると考えられる。個別に督励を続けることで、消防・警察側においても、消防庁や警察庁の側に問題があるのか、現場の消防署や警察署に問題があるのか、あるいは事故情報収集の基準に問題があるのかについて、明確になる。また、同時に、当該問題について、定期的に消費者庁と関係省庁が協議することとすれば、効果的な対応策を策定することも可能となると考えられる。

- ② 都道府県から厚生労働省を通じて通知される中毒事故情報は、都道府県が公表後直ちに通知したものが大半である。また、時として「直ちに」通知されるものではなく、1 日 2 日の遅れが生じている事例がみられる。さらに消費者事故の態様を特定できる情報が、例えば、上記の食中毒事例において事業者名が漏れていた場合もあるが、こうした点を消費者庁は点検して、確認することを要請していない。
- ③ 公共的施設において生じた事故について、都道府県・市町村に対する通知を義務付ける国の法令は限られていて、直ちに通報されることになっているわけではなく、実際、通報されていない事例が少なからず存在するものとみられる。また、商業施設や各種サービス施設の多くについては、特段の法令上の通知義務が設けられていないことから、様々な事故が発生しても、消防通報や警察への被害届が多数出されないことには、通知されることもなく、被害拡大防止を図ることも難しい。

(2) 現行制度・実施体制の問題点に対する対応策

上記の①及び②については、法制の問題というよりは、消費者庁の実施体制の問題であり、今後とも、その改善を強く求めるものである。

特に、②については、中国産冷凍ギョーザ中毒事件の反省が生かされているとは言い難く、そもそも、消費者庁を設置した趣旨が生かされていないとも考えられ、早急な改善策を図る必要がある。

他方、上記③については、上記2の「本専門調査会としての問題意識」にある「できるだけ広く情報を集め、コンピューター処理や消費者庁側のスクリーニング機能の高度化等により、情報を処理し、地元の消費者担当課も情報共有して、有効活用していくことができるような仕組みを検討すべきである」旨の指摘を踏まえれば、一定の対応が必要であると考えられる。

また、上記「第2 3 (3) ウ」の(注)で論じたとおり、他の省庁が対策を講ずるのに先駆けて、消費者庁が消費者安全法第 17 条ないし第 19 条の規定に基づく措置を講ずることができることを踏まえると、やはり、消費者庁が積極的に情報の収集範囲を拡大し、可能な限り網羅的に事故を把握し、いち早く対策を講ずることが大前提であるとも解される。消費者庁としても最近の事例として、事故情報データバンクに収集された事故事例を基に扇風機の発火・発煙に関する注意喚起(平成 23 年 5 月 26 日)等を行っている。

したがって、上記のような視点に立って、エステにおける様々な事故、老人ホームや学校における事故等の被害拡大防止をさらに図る必要がある。

その場合、以下の対策について検討する必要がある。

- ① 事故情報データバンクや医療機関ネットワーク(注)に登録された情報についても、 行政機関等に問い合わせ、事故の実態を把握し、重大事故等であることが判明した場合 には、直ちに公表する等の実施体制見直しを図る必要がある。また、上記の「焼肉酒家 えびす食中毒事件」の事例からも明らかなとおり、消費者庁においても、行政機関から の情報に不備等があれば、一つ一つの不備について徹底的に確認することで、消費者庁 による注意喚起の遅滞を防止する必要がある。
 - (注) 医療機関ネットワークとは、消費生活上の事故情報を医療機関から収集する枠組みのこと。必要に応じてさらに医療機関および被害者、関係者からの聴取事故現場現物の実地調査などを行い同種・類似事故の再発防止に資する取組を推進する、消費者庁と国民生活センターとの共同事業。

また、必要に応じて、4(1)①、②で述べたように、本来、直ちに情報が上がってきてよいはずなのに、そうなっていない等、通知の遅滞や不備が多い地方公共団体(消

防署・警察署を含む)について、あるいは、逆に、通知制度が十分に励行されている地 方公共団体について、公表すること等により、法制の遵守を推進することも考えられる。

- ② 現在、消防庁から消費者庁に通知される情報は、火災情報が多くを占めている。しかし、本来、救急車で搬送した場合の情報も通知対象に入るはずである(注)。したがって、救急隊員の所見で、製品に起因する疑いがある重大事故であれば、直ちに通報することが求められる。もっとも、救急隊員として、患者の治療に要する期間が30日以上であるかどうかを見極めることは難しいと思われる。消防庁発表の統計では、救急搬送後に救急隊から患者を引き継いだ初診の医師が示した重症度に関する分類として、②軽症、入院の必要のない軽易なもの、⑥中等症、生命の危険はないが、入院を必要とするもの、⑥重症、生命の危険が高いものを挙げている。したがって、例えば、中等症以上であれば、すべて通知対象とすることが考えられる。
 - (注) 消費者安全法に基づく行政機関からの通知を受けた公表資料をみると、救急車からの通知もたまにあるが救 急車の出動件数、特に中等症以上の件数と比較すると圧倒的に少ないことから、火事と比較して、さらに遵守の 度合いが低いものと考えられる。

なお、上記の救急隊の基準をそのまま用いる場合、指の切断等後遺症が残る事故であっても、入院を要しないことから軽症と判断されることも懸念される。したがって、こうした事例についても報告対象となるよう、消防庁との間で調整を図る必要がある。

また、様々な事故において、最初の段階では、治療期間の判断がつかない場合もあり、 結果として通知が遅れる可能性もある。したがって、重大事故等の基準として、治療期間30日以上という基準は、被害拡大予防の観点からみて、長過ぎるものと考えられる。 消費者庁は、本専門調査会におけるこうした指摘を踏まえて、判断に迷うものについ ても、「参考情報」として消費者庁に通知するよう求めることとした。しかし、当該情報 は公表されているわけでもなく、有効に活用されているようにも見えない。また、その 定義が抽象的過ぎるとの指摘もなされている。

したがって、参考情報の活用の現状を明らかにし、その実態を踏まえて有意義に活用するための運用指針等を策定する必要があろう。また、これまでの事例の蓄積を踏まえて、参考情報の具体事例を示すなどの工夫が求められるほか、重大製品事故の通知基準についても治療期間の30日以上を例えば、10日間等に短縮することも含めて、見直しを検討する必要がある。

③ 行政機関からの通知体制が有効に機能しているとは言い難いほか、そもそも、一定数 の事故が想定される施設等の事故についても、行政機関が連絡を受けることを担保する 法制が設けられていないものも少なくない。そこで、以下の対応策を実施することが考えられる。

- 事故情報データバンクへの参画機関については、平成22年度中に、学校内での事故 情報を保持する日本スポーツ振興センター、自動車の事故・火災情報及び自動車不具 合情報を保有する国土交通省を追加しているが、さらに参画機関を増やすと同時に、 例えば、自動車事故情報データバンクのように消費者も、自らあるいは家族等が被害 者となった事故について、書き込みを行い、一定の編集を経て登録されるようなデー タベースの構築を費用対効果も含めて検討する必要がある。
- ・ また、上記①で述べたとおり、データベースに蓄積した情報を突合し、重大な事故 情報については、行政機関に対して通知するように、あるいはさらに詳細な情報を通 知するように要請し、必要に応じて公表を検討できるような体制とする必要がある。 なお、体制強化に当たっては、消費者庁の予算面の充実に加え、地方消費生活セン ターの人員・予算面の充実を図る必要もあろう。

第3 事故情報の分析及び公表・活用

本専門調査会では、事故情報の分析についてと、分析結果等の公表や事故情報の活用についてとを分けて議論してきたが、出された意見をみると、両者を一体的に論じている面が少なくなかった。これは、前者が後者のために行う関係にあり、また、消費生活用製品安全法でも消費者安全法でも、情報の集約・分析と公表は、同じ条の中で規定されているなど一体的に整理されているためであると考えられる。

そこで、以下では、両制度とそれに関係する本専門調査会での問題意識を整理し、共通 する問題点を先ず論じ、その上で、分けて論ずべき点については個々に整理し、検討する こととする。

1 事故情報の分析に関する現行制度の概要

現行制度では、以下のような体制で、事故情報について分析を行っている。

(1) 消費生活用製品安全法

同法第36条第4項において、経済産業大臣(同項の規定では「主務大臣」)は、重大製品事故の公表が行われるに当たって、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「NITE」という。)に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることができる旨規定している。

同時に、経済産業省は、非重大製品事故に関する情報を事業者からNITEに報告するよう関係団体等に対して要請しており、消費者庁設置後は、当該情報がNITEから消費者庁及び経済産業省に通知することとされている。さらに、NITEは、重大製品事故及びNITEが収集したすべての情報について、消費者庁、経済産業省及びNITEの三者で安全対策の検討を行い、製品事故の再発防止、拡大防止及び未然防止に活用するとともに、原因究明を実施し、その結果を踏まえ、技術基準の改正、事業者による製品のリコールに結び付けている(総務省「製品の安全対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」平成23年2月より抜粋)。

(2) 消費者安全法

消費者庁では、事故情報分析タスクフォースを立ち上げ、重大事故等を始めとする生命・身体の安全に係る消費者事故情報について、消費者庁として独自に対応が必要な事案を抽出し、迅速・的確に分析・原因究明を進めていくために必要となる助言及び指導を行っており、そのための全体会合等をおおむね四半期から半年に1回程度開催することとしている。

これは、

① 消費者安全法第1条で、「この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、(略)消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生

又は拡大の防止のための措置その他の措置等を講ずることにより、関係法律による措置と相まって消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。」と規定され、

② また、消費者庁設置法案等に対する附帯決議(参議院消費者問題に関する特別委員会)において、「消費者事故についての調査が、更なる消費者被害の発生又は拡大の防止に資するものであることにかんがみ、消費者庁に集約された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースを活用し(略)事故原因の究明、再発防止対策の迅速化をはかること。」とされたことに基づく。

他方、「消費者事故等に関する情報の集約及び分析等」を見出しとする消費者安全法第13条第1項では、消費者事故等の情報の通知で得た「情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする」と規定されている。現在、消費者庁は、この規定を半期ごとの国会報告のための取りまとめの根拠として位置付けているが、「逐条解説消費者安全法」(商事法務)によれば、「個別事案に関する注意喚起情報の公表は、基本的に法第15条に基づいて行われるものであり、ここでいう公表等の対象となるものは、主として、消費者事故等の発生状況に関する傾向など、いわゆる年報・月報的な情報が想定されている。」としながらも、「個別事案に関する情報を本条に基づいて公表等することを排除するものではない」としている。

2 事故情報の公表に関する現行制度の概要

現行制度の下では、以下のような体制で、事故情報の公表を行っている。

(1) 消費生活用製品安全法

同法第36条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣(同法第56条第1項に基づき消費者庁長官に委任)は、事業者から重大製品事故の報告を受けた直後における公表について、

- ① ガス・石油機器による重大製品事故については、事業者名および型式名を含む事故 概要
- ② それ以外の製品による重大製品事故については、製品起因が疑われる場合には事業者名及び型式名も含めた、それ以外の場合には、事業者名及び型式名を含まない事故概要

をそれぞれ、報告受理後おおむね5日以内に公表している。また、その後、NITEの原因究明の結果、製品起因であると判断された場合には、その旨公表している。

また、そうでないと判断された場合には、消費者委員会消費者安全専門調査会製品事

故情報の公表等に関する調査会と経済産業省消費経済審議会製品事故判定第三者委員会 との合同会議での調査審議を経て、原因不明の場合には、事業者名及び型式名を含む事 故概要について消費者庁ホームページの更新を行い、重大製品事故でないと判明した場 合には、重大製品事故としての公表から除外されることとなっている。

(2) 消費者安全法

消費者庁は、「生命・身体被害に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領」(平成 22 年 6 月 25 日改定)(以下「公表の基本要領」という。)を公表し、この中で、消費者安全法の規定に基づく公表は、主として、次の3つの方式により行うとしている。

① 重大消費者事故に係る週1回の定期的公表

消費者安全法第3条第1項で「消費者安全の確保に関する施策の推進は、…消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止することを旨として、行われなければならない」と規定され、また、同法第4条第3項で「国及び地方公共団体は、…消費者事故等に関する情報の開示、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。」と規定されていることを根拠に、重大事故等の情報について、消費生活用製品安全法の運用に合わせて、その概要を公表している。また、非重大事故情報については、事業者名なしの、件名とごく簡潔な概要の一覧表を公表している。

② 注意喚起

消費者安全法では、「消費者への注意喚起」を見出しとする同法第 15 条第 1 項において、内閣総理大臣(同法第 23 条第 1 項により消費者庁長官に委任)は、「消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生または拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする」と規定している。

また、本規定は、同法の逐条解説(前掲)によれば、「消費者に対して効果的な注意喚起という視点を離れて事業者に対するサンクションとみなされるような形で事業者名を公表することは適切でない」とした上で、したがって、「事業者の権利・義務を制限するものではなく、特別の法的効果を生じさせるものではないため、謙抑性の要請はなく、広く消費者安全の確保のための情報活用に取り組むべきと考えられる」としている。

実際には、消費者庁は、「消費者事故情報公表の法的論点の整理」(平成 21 年 9 月 28 日 消費者事故情報の法的論点に関する研究会)を公表し、この中で、「消費者安全法第 15 条第 1 項に基づいて事業者特定情報を公表する場合には、事業者の権利・利益を過度に制約しないように、原則として公表前に事業者に対する意見陳述の機会又は意見書を提出する機会を付与すべきである」とし、これを基に、公表の基本要領では、「事業者に特別の損失を生じさせるおそれがある場合等には、公表前に事業者に対して意見陳述の機会又は意見書の提出の機会を付与する。」としている。なお、大阪地裁判決平成 14 年 3 月 15 日も 0-157 事件における厚生大臣(当時)による公表について、手続保障の精神も尊重されなければならないと判示している。

なお、消費者安全法第 15 条第 1 項の規定に基づく注意喚起は、消費者庁設立以来、取引関係の事案 2 件に止まり、身体安全関係の情報については、これまで実績は存在しない。

③ 社会的影響等を勘案した公表

公表の基本要領では、「消費者安全法第 15 条第 1 項に該当すると確定できない場合であっても、被害が重大である事案その他社会的影響が大きい事案であって、事案の性質が明らかでない事案や被害拡大防止の方策が明らかでない事案等、緊急に対応措置を講ずべき場合には、定期的な公表によらず、迅速に公表を行っていく。また、一定の類型の製品等に共通する安全性に関する情報についても、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認められる場合、定期的な公表によらず、迅速に公表を行っていく。」としている。

3 現行制度に係る本専門調査会の問題意識

事故情報の分析・活用・公表については、本専門調査会において様々な問題が指摘されたが、その主たるものを整理すると以下の点に集約されると思われる(本専門調査会において出された主な議論の整理については参考資料 1 を参照)。

- ・ 事故情報については、分析を経ずに迅速に公表していく仕組みと、注意喚起等の活用 のために分析をしっかり行う仕組みと分けて考える必要がある。
- 前者については、できるだけ生に近い形で、また、原因やメーカーの対応等の情報も 含め、消費者、消費生活窓口、事業者等の各主体が共有できるように、情報を公表し、 共有のデータベースに蓄積し、いつでも検索し、見ることができるような形にしておく

ことが望ましい。その際に、消費者の言葉で、関係する事故や関係する画像の一覧が並ぶような連想検索を導入することも考えられる。さらに、ネット上の検索システムで事故データが検索一覧の上位に並ぶようにホームページの構造を工夫する必要がある。

- ・ 他方、後者については、ベタ張り中心の前者とは異なり、注意喚起力を高め消費者の 行動を変え、事故防止につながるように、徹底した分析を基に公表する必要があり、消 費者庁が主役となって消費者の目線でしっかりとした調査・分析を行う必要。そのため には、消費者庁に分析官等を置くなどの体制づくりとともに、迅速に調査するためには、 民間を活用する、特に製品を設計・製造した企業も巻き込む体制を考える必要がある。
- ・ 消費生活用製品安全法に基づく事故情報よりも消費者安全法に基づく事故情報のほう が事業者名・型式名の公表が圧倒的に少ないと思われる。被害拡大を防止するためには 事業者名・型式名の公表が必要である。公表時に製品起因かどうか不明とした上で、そ うでないと判断された時に公表から除外すれば良い。
- ・ 注意喚起については平成 21 年 9 月 28 日「消費者事故情報公表の法的論点の整理」に 基づく「公表の基本要領」による手続の運用見直しの要否につき検討が必要ではないか。 消費者の消費生活における被害を防止しその安全を確保するという同法の目的のもと、 消費者の安全と事業者の権利・利益とを利益考量の結果、消費者安全法第 15 条第 1 項の 目的を達するためには、事業者の権利・利益に対する過度でない制約は甘受すべきと解 するべきである。
- ・ 模造品による被害の場合もあり、事実確認に慎重を期す必要はあるが、当該事業者から公表に反対する意見が出されたとしても、それは参考とされるにとどまり、当該事業者に公表を拒否する権利を認めているわけではない。また、事実認識が一致しない場合であっても、事業者の主張(またはその要旨)を併せて公表することによって、消費者の安全を事業者の権利・利益の双方の要請を調和させることが適切な場合もあると思われる。
- ・ 公表に当たっては、子供、高齢者、子育て中の親等に的を絞ったアクティブな情報発信や消費生活センター・国民生活センター・地域コミュニティ・テレビ・学校教育等の活用を検討、また、資金面で不安のある中小企業等への支援も考える必要がある。
- ・ 重大事故等の情報を定期的に公表していくことも重要であるが、それだけでは注意喚起の面で不十分であり、リコールの際の回収率も上がらない。消費者に確実に届くよう

に消費者の行動を変えるような公表を行なったり、テレビのニュース番組の前後に広く お知らせとして入れてもらったりするよう働きかけることも必要である。

- ・ 注意喚起においては、その対象を考える必要がある。消費者庁が自ら公表する注意喚起だけでなく、直接、間接の依頼先で注意喚起がどのように行われているのかを確認して、情報が届きにくい消費者に対して注意喚起情報をどのように届けると効果的であるかについての指針を設けることも必要である。
- ・ また、国民生活センター、NITE、地方の商品テスト機関、事故情報分析タスクフォースが、様々な事故についての分析を行っているので、そのテスト結果の情報をデータベース化し、消費者、事業者等が有効に活用できるようにする必要がある。
- ・ 誤使用にも原因があるとみられる事故については、製品起因か否かの線引きが難しいが、誤使用による事故が続いたり、構造上、誤使用を誘発したりするような場合などある程度予見可能なものについては、積極的に情報を収集し、どうして誤使用が続くのかを分析し、その分析結果を公表することで、事業者が製品の構造やデザイン、取扱説明書の表示を工夫するなどの対策をとれるような活用方法を検討すべきである。
- ・ 特に、子供や高齢者に特有の事故、典型的なものとしては百円ライターの事故対応等 にみられるように、十分に情報を蓄積し、的確に分析を進めることで、次の事故の防止 につなげていく必要がある。
- ・ 我が国の安全基準作りもEUのニューアプローチ方式(注)に移行していくとみられるが、消費者庁もその中で一定の役割を果たすべく、保有する膨大な事故情報を分析し、 基準策定に向けた情報提供や規格策定への働きかけ、関係法制の見直しを検討する必要がある。
 - (注) EUのニューアプローチ方式とは、EU域内での製品安全の実現と貿易障壁の除去を目的として、1985年に導入が決議されたもの。ニューアプローチ方式の特徴は、法律に当たる指令(Directive)は製品の安全を実現するために必要な要求事項(必須要求 Essential Requirement)のみを定め、規格(欧州 EN 規格)が必須要求事項を満たし安全を実現するための詳細な技術的規準を定める点にある。言い換えれば、法律では「安全のための要求事項(・・・は安全でなければならない)」と抽象的に規定するだけで、詳細な技術的要求事項と規準は規格に任せるという方式である。なお、EU 加盟各国は EN 規格を自国の規格として導入し、強制規格として運用することが決まっているため、規格も法律と同じ効力を持っている点に大きな特徴がある。

4 現行制度の実効性に関する論点とその検証

上記の問題意識を踏まえ、現行制度上の分析・公表・活用の仕組みが消費者の安全と安心を守る上で、どの程度実効性を持っているか、論点を整理した上で、論点ごとに具体的なデータ等を基に検証を図ることとする。

なお、上述のとおり、現行法上、消費生活用製品安全法及び消費者安全法が並置され、前者については、NITEが非重大事故も含め、事故の原因究明分析を行い、経済産業省も加わって、製品基準の策定等の情報活用に積極的につなげている一方、後者については、消費者庁内の事故情報分析タスクフォースがおおむね四半期から半年に一回程度、全体会合等を開催することで対応を図り、また、特に必要な場合には、通常の定期的公表とは別に注意喚起もできるような仕組みとなっているなど、それぞれの特色を備えている。こうした制度上の相違・特色が制度の実効性に有効につながっているかどうか、大きな論点になるものと考えられる。

論点①:消費者安全法に基づく事故情報の公表

公表については、中国産冷凍ギョーザ中毒事件の反省を生かした迅速かつ的確な公表ができているか。できていないとすれば、制度上、どのような点が問題となっているのか。

論点②:事故が多発している製品等に係る注意喚起

消費者安全法では、事故が多発している製品等の回収や被害拡大の防止を進めるため に必要な注意喚起を行える仕組みとなっているが、十分に機能しているか。

論点③:誤使用・非重大事故に係る情報への対応

現行制度の下で、消費生活の安全と安心を守る観点から、これまでの事故情報を十分に分析することで、新たな事故が生じないような対策作りに生かすことができているか。 予見可能な誤使用の情報や、子供や高齢者に特有の事故については、十分な対応ができているか。

(1) 論点①:消費者安全法に基づく事故情報の公表

中国産冷凍ギョーザ中毒事件の反省もあって、消費者安全法の制定が行われたことを 踏まえると、迅速な公表の徹底等が有効に担保されているのかどうかが論点となること から、再び、「焼肉酒家えびす食中毒事件」についての事実関係を整理してみると、以下 のとおりである。

表3-1 「焼肉酒家えびす食中毒事件」における事故情報通知・公表 (参考資料3より抜粋)

日付	福井県	富山県	横浜市	厚生労働省	消費者庁
4/17(日)	福井渕店:食事	駅南店:食事	1200 4-1-	., _,,	1120 E71
	(男児6才)	(7名)			
19 (火)			横浜上白根店:		
			食事 (女性 19 才)		
20 (水)		駅南店:発症			
21 (木)	福井渕店:発症・	砺波店:食事			
23 (土)	入院(男児6才)	(親子2名) 砺波店:食事	# にも 田市 :		
23 (土)		(家族5名)	横浜上白根店: 発症(女性19才)		
		富山山室店:食事	元並(久任10号)		
		(20 代女性)			
24 (日)		砺波店:発症·入院			
		(親子2名)			
25 (月)			横浜上白根店:		
			入院 (女性 19 才)		
26 (火)	福井渕店:死亡	砺波店:発症			
	(男児 6 才) 病院から届出 ↓	(家族 5 名)			
27 (水)	厚労省には、事業	 砺波店:入院		富山県から報	
27 (7)()	孝刃旬には、事未 者名なしで報告。	(家族5名中2名)		出出ががり報	孝刃省がら畠山宗の報合 を通知。
		病院から届出、厚労		│ ^{□。} │ 福 井 県 か ら 報	と通知。
		省に報告。		告。	
		事業者名を公表。		10	
28 (木)		生肉料理を避ける	市内の店舗に立		厚労省から福井県の報告
		よう県民啓発。	入検査。		を事業者名なしで通知。事
					業者名について問合せし
					ていなかった。
					消費者安全法の定例の公
					表日の原則に基づき、焼き 肉事件については、公表せ
					ず。
29 (金)					70
		(親子2名中男児)			
30 (土)		駅南店の患者の菌		富山県から報	厚労省から富山県の報告
		が 0111 と判明し厚		告。	を通知。
		労省に報告。			
5/1 (日)					
2 (月)	富山県の患者の菌		-	福井県から報	大臣会見で、厚労省に消費
	とDNAが一致する旨厚労省に報告			告。	者安全法第 14 条第 1 項の 依頼をした旨公表。
	するとともに、事			\	松々をした自公衣。 <i>消費者庁は全体的な注意</i>
	業者名を公表。			\	喚起として「集団食中毒の
				\	発生を受けた食中毒予防
					に関しての御願い」を公表
					したため、個別の事業者名
					は公表せず。

3 (火)		横浜市も同様の	横浜市から報	厚労省から福井県と横浜
		患者4名がいる旨	告。	市の報告を通知
		厚労省に報告。		
		事業者名ととも		
		に食中毒発生の		
		公表		
12 (木)				定例の公表において富山、
				福井両県の分についての
				み公表。
16 (月)		横浜市の店舗分		
		もDNAが一致		
		したため、公表。		
19 (木)				定例の消費者安全法では
				公表せず。
26 (木)				定例の消費者安全法の公
				表において、横浜市の分に
				ついても事業者名を公表。

(注) 青字の食中毒被害者の動きについては、4月27日までの入院分について報道されたものを消費者委員 会事務局において整理した。

上記の整理をみると、消費者庁の対応には以下の3つの運用指針がうかがえる。

- ① 事業者名の公表については、あくまでも毎週定例木曜日の「消費者安全法の重大事故等に係る公表について」において行うこととしている。なお、「公表の基本要領」における「社会的影響等を勘案した公表」に基づく公表を行っている場合もある。
- ② 毎週木曜日の公表では、当該都道府県で、DNAが一致する等により、「断定できた」 として、公表されたのを受けて、消費者庁としても公表することとしている。
- ③ 毎週木曜日の公表は、あくまでも、その前の週の事故についての情報のみであり、 今回のような緊急案件であったとしても、同じ週の公表には載せない。

これらの運用指針に従って対応した結果、富山県は、4月27日には、事業者名を公表し、翌28日には、県民に対して、「生肉料理を避けるように」との啓発を早くも開始しているのに対し、消費者庁が、本事業者名を公表したのが、GW中であったこともあって、5月12日(木)までずれ込んでおり、定例公表日の原則に従った対応については、早急に見直しを図る必要がある。

今回の事件では上記のとおり、4月27日夕刻に、富山県が食中毒発生の事実について、 当該原因施設の営業停止を実名とともに公表した。4月28日には厚生労働省、富山県か らの連絡を受け、横浜市保健所が自主的に管轄区域内の系列店に対し、立ち入り検査を 実施した。また、4月29日には、入院中の男児が死亡したことを受け、富山県知事が本 事案の事実関係や県としての対応状況をコメントとして公表し、本事案の原因施設を運 営する焼き肉チェーン店の社長の記者会見が開かれたこと等から、4月30日には、全国 紙やマスコミも報道を開始した。このような展開により、他の地域での被害が拡大する には至らなかったものとみられる。

この間、消費者庁からの公表は、5月2日(月)に大臣会見を行うとともに、「集団食中毒の発生を受けた食中毒予防に関しての御願い」を公表しているが、それまでなんら注意喚起はなされていない。

消費者庁はこの件について、「実際には 4 月 27 日から当該焼肉チェーン店が自主的にユッケの販売を停止し、また、4 月 29 日からは全店舗で営業を自粛していたことから、喫食による新たな被害の拡大はないと考えていた。なお、当該焼肉チェーン店に限定した問題ではない可能性があることが判明したことから、5 月 2 日に大臣等が広く消費者に注意を呼びかけるメッセージを出すとともに、厚生労働省に対して飲食店での実態等に関する資料提供を依頼した。」としている。

しかし、既に横浜市の店舗で喫食し、症状が出始めていた消費者が存在した可能性も あることを踏まえると、さらに早急な対応が必要であったものと思われる。

したがって、中国産冷凍ギョーザ中毒事件を受けて、国が、あるいは消費者庁が、事故情報を一元的に収集し、消費者行政の司令塔として注意喚起を図っていくという消費者安全法の趣旨が、十分に生かされたとは言い難い対応であったと思われる。

なお、消費者庁の「公表の基本要領」では、「重大事故等に該当し、又は該当する蓋然性が高いと認められる場合であって、消費者被害の発生又は拡大が考えられ得る場合には、事実関係の詳細について未確認であっても、通知機関等と調整したうえで、事故の概要等を公表する。この際、消費生活用製品安全法等の運用に合わせて、因果関係(製品等又は役務が消費安全性を欠き、又は欠く可能性があり、これが被害等結果の原因である関係をいう。以下同じ。)があると強く疑われる場合には詳細な内容を公表し、因果関係の有無は未だ不明であるがその可能性が払拭されない場合には概要のみを公表する。」としている。

他方、総務省報告では、実際の運用において、「製品に係る重大事故等について、事業者から重大製品事故の報告があり、既に事業者名及び型式名が公表されている場合に限り事業者名及び型式名を含む事故概要の公表を行っており、それ以外の場合には事業者名及び型式名の公表を行っていない」と指摘されている。

また、こうした対応については、最近の消費者安全法の公表資料をみる限りでは、総務省報告に基づく同省の勧告後も、変化が窺われない。

本来、消費者庁は、事業者や他の行政機関との関係よりも、消費者への注意喚起を重視した対応を行うことが期待されていたはずであり、法制度の本来の趣旨が徹底されていないとみられる。

(2) 論点②: 事故が多発している製品等に係る注意喚起

消費者安全法では、事故が多発している製品の回収や被害拡大の防止を進めるために必要な注意喚起を行える仕組みとしている。

しかし、自転車用幼児座席の事故については、平成22年9月に、同製品の回収を呼び掛けて以来、遅々として進まず、その後も事故が続発し、結局、消費者庁は、本年1月及び3月にも注意喚起を行うことになった。

また、上記2でも述べたとおり、本専門調査会における議論でも、「消費者の行動を変えるような公表」を行うなど、消費者の意識や行動を変えるような注意喚起を行う必要性について再三指摘されている。

消費者庁が設置される前と比較して、リコールに伴う製品の回収率が改善されたのかどうかについては、同じ製品の、あるいは類似製品の事故についての統計はないので、比較しようがない。しかしリコール公表後も、自転車用幼児座席など、事故が多発する事例がみられ、上記論点②の検討とも併せて考えれば、早急な対応が求められているものと考えられる。

表3-2 重大製品事故が発生したリコール案件の状況 (消費生活用製品安全法に基づく平成23年4・5月公表分より)

ij.	葉者·製品名	リコール実施日	事故発生日	公表日	回収率 (公表日 時点)	事故内容他
A 社	石油ストーブ (開放式)	平成 22 年 9 月 1 日	平成 23 年 3 月 11 日	平成 23 年 4 月 1 日	28.9%	火災
			平成 23 年 3 月 21 日 平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 4 月 5 日	87.5%	
B社	石油給湯機	平成 14 年 10 月 24 日	平成 23 年 4 月 21 日	平成 23 年 5 月 10 日	87.6%	火災
			平成 23 年 5 月 13 日	平成 23 年 5 月 24 日	01.10%	
C 社	自転車用幼児座席	平成 22 年 9 月 21 日	平成 21 年 8 月 20 日 平成 23 年 1 月 14 日	平成 23 年 4 月 5 日	30.4%	足乗せ部の破損・変形等による、足の車
			平成 20 年 6 月 7 日	平成 23 年 4 月 19 日	31.9%	輪巻き込み
D社	石油給湯機	平成 14 年 10 月 24 日	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 4 月 8 日	98.0%	火災
		1722 11 1073 21 11	平成 23 年 4 月 10 日	平成 23 年 4 月 22 日	00.070	7.5.
A 社	石油温風暖房機 (開放式)	平成 23 年 2 月 4 日	平成 23 年 3 月 26 日	平成 23 年 4 月 8 日	未公表	火災
E社	石油できがま	平成 19 年 7 月 27 日	平成 23 年 3 月 30 日	平成 23 年 4 月 15 日	29.3%	火災、製造か
□ ↑⊥	石油ふろがま	平成19年7月27日	平成 23 年 5 月 20 日	平成 23 年 5 月 24 日	29.4%	う 20 年以上経 過
E社	石油給湯機付 ふろがま	平成 17 年 3 月 24 日	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 4 月 15 日	95.3%	火災
F社	電気温風機 (セラミックファンヒ ーター)	平成7年12月18日	平成 23 年 4 月 3 日	平成 23 年 4 月 19 日	3.3%	火災
G 社	電子レンジ加熱式 湯たんぽ	平成 11 年 11 月 12 日	平成 23 年 3 月 16 日	平成 23 年 4 月 22 日	48.0%	破裂による火傷
H社	空気清浄機	平成 22 年 4 月 9 日	平成 23 年 4 月 11 日	平成 23 年 4 月 22 日	53.8%	火災
11 12	エメバカゲース	十成22 十十万 5 日	平成 23 年 5 月 16 日	平成 23 年 5 月 27 日	54.2%	
I社	電気洗濯機	平成 22 年 11 月 12 日	平成 23 年 4 月 10 日	平成 23 年 4 月 22 日	未公表	火災
J社	電気こんろ	平成 19 年 7 月 3 日	平成 23 年 4 月 13 日	平成 23 年 5 月 10 日	95.3%	火災
		_ ,	平成 23 年 5 月 14 日	平成 23 年 5 月 31 日		
K社	温水洗浄便座	平成 20 年 11 月 27 日	平成 23 年 4 月 20 日	平成 23 年 5 月 10 日	1.4%	火災
L社	エアゾール缶 (殺虫剤)	平成 19 年 8 月 28 日	平成 23 年 3 月 6 日	平成 23 年 5 月 13 日	45.6%	火災
M 社	加湿器	平成 16 年 3 月 30 日	平成 23 年 1 月 23 日	平成 23 年 5 月 17 日	21.2%	火災
N社	自転車用空気入れ	平成 17 年 4 月 6 日	平成 23 年 4 月 10 日	平成 23 年 5 月 17 日	0.0%	蓄圧タンク部 破損による負 傷
O社	石油ストープ (開放式)	平成 20 年 9 月 17 日	平成 23 年 5 月 2 日	平成 23 年 5 月 20 日	1.5%	火災
P社	換気扇	平成 19 年 9 月 4 日	平成 23 年 5 月 4 日	平成 23 年 5 月 24 日	87.7%	火災
Q社	ガスふろがま用 バーナー(LP ガス 用)	平成 19 年 4 月 19 日	平成 23 年 5 月 14 日	平成 23 年 5 月 31 日	70.6%	火災
J社	電子レンジ	平成 19 年 5 月 31 日	平成 23 年 5 月 17 日	平成 23 年 5 月 31 日	21.6%	火災

※網掛けはリコール開始後6か月以上経過し、回収率が50%未満のもの

(3) 論点③:誤使用・非重大事故に係る情報への対応

消費生活用製品安全法に係る事故情報分析については、上記のとおり、NITEが非重大事故情報も含めて、一元的に分析をし、分析結果を経済産業省及び消費者庁に通知し、事故対策や基準改定等につなげている。その実効性等については、総務省報告においても調査しており、当該調査の途上において、NITEは、「3か月以内に処理する案件の割合を75%以上とし、6か月以内に特例案件を除き全件終了させるとの目標を設定し、当該目標を達成するため、事業者からの報告書の提出期限を最大1か月として事業者に通告」するなどの取り組みを実施しているほか、同調査で指摘された消防庁・消防署との連携についても直ちに取り組んでおり、結果として、上記の目標はほぼ達成されているとのことである。

ただし、事故情報の分析においては、NITEは事業者からの報告を基礎としているが、 消費者、特に被害者の立場に立って分析等を行うためには、消費者からも被害発生時の状 況等について直接情報を収集したうえで事故原因を分析することが必要である。また、消 費者庁は、誤使用・非重大事故を含めた事故情報の分析においても、消費者視点に立って 主導的な役割を果たし、どのような形で事業者からの報告を検証したのか等について、そ の過程を明らかにすることが重要である。

他方、消費者安全法に基づく事故情報分析については、消費者庁内に設置された事故情報分析タスクフォースが対応しているところ、平成22年度では、全体会合が4回開催された。また平成23年度は、第4回会合(平成22年11月)から半年後の5月初に開催されている。

以下では、平成22年度に開催された事故情報分析タスクフォースの全体会合で、今後の検 討課題とされた事案について、整理してみた。

表3-3 平成22年度事故情報分析タスクフォースによる検討課題事案

項目	第1回会合	第2回会合	第4回会合	その後の
	(22/1 月)	(22/4 月)	(22/11 月)	状況
①遊具起 因の事故	更なる原因究明のため、関係 者ヒアリング等により原因調 査を実施、事故対策の検討・ 評価。	事故防止を図るための日常 点検重点項目等について関 係機関等に通知。 効果的効率的な原因究明の ための取り組みを検討。	今後の事故発生状況を踏ま え、必要に応じて事故防止対 策等について検討。	特になし。
②本棚転倒事故	前年 10 月に事故発生。 古書籍組合等関係者から安全 性についてヒアリング実施。	関係機関からのヒアリング に基づき、類似事故発生の可 能性を検討。	関係機関からのヒアリング に基づき通常使用時におけ る類似事故発生の可能性を 検討。	平成 22 年 12 月 転倒防止策を取 りまとめ、関係 者に通知。
③浮き輪 溺水事故	幼児への販売方法の見直しや 注意喚起方法について検討。	流通実態を踏まえ、事故防止 対策について検討着手。	関係者からの詳細なヒアリングの結果、プール用浮き輪が原因であることが判明したため、ブール用浮き輪について関係者からヒアリング、今後、検討。	特になし。
④スーパ ーボール 誤飲	事故防止のための流通・販売 状況を確認、対策案を検討。	流通実態調査結果がまとまったことからこれを踏まえ、 事故防止対策について検討 着手	日本玩具協会等と連携し、ス ーパーボールによる窒息事 故防止対策について検討。	特になし。
⑤健康食品	要注意な事例について、同種 事故防止の検討に必要な調査 方法を検討。	危害事例が多い製品群につ いて調査・テストの実施を検 討。	関係機関と連携し、情報収 集・分析に着手予定。	平成 23 年度事 業として実施す る予定。
⑥家庭用 品等によ る中毒事 故	近年増加傾向が顕著である優 先度の高い事案について、同 種事故防止のために必要な追 跡調査を実施。	優先的に取り組むべき事案 や誤飲リスクを低減させる 事故防止対策を検討。	同種・類似事故防止のため に、優先度の高い事案を抽 出、注意喚起等による対策を 実施。	特になし。
⑦ライタ -	ライターによる火災事故につ いて実態把握を進めるととも に、注意喚起を実施。	事故実態の把握、市場流通調 査、海外基準調査を行い、注 意喚起を実施。	消費生活用製品安全法における特定製品及び特別特定製品に追加。さらに市場調査等を実施。	特になし。

上記の整理をみると、①、②、③、⑥、⑦の 5 事案については、調査・検討結果に基づいて、一定の対策を実施したとみられる。

消費者庁によれば、原因究明・対策の検討については、各事案毎に関係事業者や、流通 状況等が異なるため、それらを勘案し、専門家の指導を踏まえ、個別に対応しているとこ ろとしている。

他方、④、⑤については、消費者庁によれば、一定の措置(④事故防止に資するスーパーボールの構造的な見直し確認、⑤健康食品による被害と当該製品の因果関係を明らかにするため、情報収集体制の見直し)を行ったとしているが、その後も、消費者庁の公表資料等をみる限りは、検討結果に基づく対策が取られているようには見受けられず、対外的には明らかではない。

また、②の事案については、事故が発生してから、対策が取りまとめられるまでに1年

以上を要しているなど、迅速な対策が取られたとは評価し難いものもある。

なお、消費者庁は、「本棚の転倒事故については、実物大の模型実験により、転倒に関する既存の基準を対象に、その適用性を確認することが必要と指摘されており、それらに従って大学に業務委託を行い対応など、適切に進めている。」としている。

上記から全体的にみて、以下のように評価できるものと考えられる。

- ① どの事故をみても、死亡あるいは重篤な事故が発生していることから、迅速な対応が 必要であると思われるが、必ずしも迅速な対応を取ることができているわけではない。
- ② 事故情報データバンクに蓄積されている約3万件(平成22年10月~平成23年3月末 実績)のデータや参考情報として消費者庁に通知された誤使用の情報が、どのように整 理・分析されて上記の事案に取り組むこととされたのかについての過程が、対外的に明 らかにされていない。
- ③ 事故が相次ぎ、予見可能性が高いと見受けられる誤使用の情報や、子供や高齢者に特有の事故についても、スーパーボールの事故や、家庭用品の中毒事故など積極的に取り上げている点は評価できる。しかし、本専門調査会においては、このほかにもさまざまな誤使用による、あるいは誤使用も一部原因となって生じた事故が数多くあり、そうしたものに十分対応できていない可能性が高いとの指摘があった。

この指摘について、消費者庁は、誤使用関連の事故については、事故情報分析タスクフォースにおいて、「多発しており対策済等であっても取組状況の点検が必要と考えられる分野」として取り上げた電気製品の事故の原因究明を行った結果、製品起因でないものと判断された事案(加湿器やホットプレートの高温箇所に接触したことによる火傷事故)が報告されたことから、今後、電気製品を中心に事例蓄積のうえ、分析に着手することを検討し、電気製品等を中心に検討範囲を拡大する予定であるとしている。

なお、本年5月に開催された「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォースの中間整理」では、「生命身体事案」について、「消費者庁は、重大事案についてもっぱら外部の専門家の知見を得て対応しているが不十分」との政策評価を行っている。

5 現行制度・実施体制の評価と対応策

(1) 現行制度・実施体制の評価

現行制度及びその実施体制における、事故情報の分析・公表・活用については、上記のとおり、様々な問題が存在する。これを、整理すると以下のとおりである。

- ① 製品の回収や事故の拡大防止を図るためには、
 - 行政機関等から通知された情報を迅速に公表すること
 - ・ リコールに伴う製品の回収率等を上げるためには、事故情報が消費者の関心を引き、消費者の意識や行動を変えるように、注意喚起の在り方を工夫すること
 - ・ 誤使用情報であっても、特に、子供や高齢者に関係するものや多発するものについては、分析を徹底することで事故の拡大を防ぐ必要があることが必要であり、上記3で検討したとおり、それぞれ十分に機能しているとは評価し難い。
- ② 前者の通知された情報の迅速な公表に当たっては、事業者や関係行政機関の公表の 後追いとなっているだけで、独自に、迅速に公表するような体制となっていない。 この点について二重行政を避けるべきという指摘もあるが、消費者庁が消費者行政の 司令塔として分かりやすく公表すべきであるとも考えられる。
- ③ 注意喚起については、単一の型式の製品事故の公表に止まることもあって、なかな か消費者の関心を呼ばない。
- ④ 誤使用の分析については、事故情報分析タスクフォースにおいて積極的な試みが行われている点は評価できるが、1 年以上分析に時間を要したり、あるいはそれ以上の期間を経過しても、成果がみられないものもあるなど、十分な実績が上がっているとは評価し難い。

上記の問題点については、本専門調査会の議論で指摘された問題点とも呼応するものであり、それぞれ抜本的な対策が求められる。

そこで、以下では、想定される対応策について整理してみた。

- (2) 現行制度・実施体制の問題点に対する対応策
- ア 迅速な公表に向けた対応策

公表の基本要領では、「重大事故等に該当し、又は該当する蓋然性が高いと認められる場合であって、消費者被害の発生又は拡大が考えられ得る場合には、<u>事実関係の詳細について未確認であっても、通知機関等と調整したうえで、事故の概要等を公表する。</u>」としている。

また、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため「消費者の注意を喚起する必要があると認められる場合等、緊急・重大な事案については、定期的な公表によらず、 迅速に公表を行っていく。」としている。 しかし、上記4(1)で見たとおり、消費者庁の実務が公表の基本要領どおりに対応することができていない原因としては、以下の点が想定される。

- ② 公表の基本要領の「社会的影響等を勘案した公表」で述べる「被害が重大である事案その他社会的影響が大きい事案であって、事案の性質が明らかでない事案や被害拡大防止の方策が明らかでない事案等、緊急に対応措置を講ずべき場合には、定期的な公表によらず、迅速に公表を行っていく。」という表現が抽象的で、実際にどのような場合に、事実関係の詳細について未確認であっても公表することとしてよいのかが、現場の担当官には判断できず、事業者等との関係にも配慮して、公表しないままとなってしまっている。
- ⑤ 「通知機関等と調整したうえで」とあるが、消費者庁の側でも、様々な事故類型に対応した公表についての基本方針をあらかじめ公表しておけば、通知機関が消極的な態度を示した場合でも、基本方針を示すことで強く対応することができるものと考えられる。しかし、現在、そうしたものもないことから、通知機関との間で十分な調整を行うことができない可能性もある。
- © 事実関係未詳のまま公表した場合に、仮に、後でその事実が誤りであった場合に、 事業者との関係で問題となることを担当官が恐れて、公表しないことも考えられ、 法制上の担保がないと十分に対応できない。
- こうした点を踏まえると、以下の対応策を実施することが考えられる。
- ③ 消費者庁としては、これまでの事件の蓄積を踏まえ、どのような場合に、事業者や通知機関との調整を経たうえで、事実関係未詳のまま公表できるのか、公表の基本要領の詳細な運用指針をあらかじめ定め、公表しておくことが望ましい。なお、消費者庁は、公表の基本要領については改定を検討している。
- ⑤ ドイツの消費者情報法は、情報公開請求に係る法令であり、消費者から情報公開を求められた行政機関が、いわば受動的に情報公開する制度であるが、同法第5条第3項で「情報提供義務を負う機関は、個人に関わるデータが問題になっていない限り、情報の内容上の正しさを審査する義務を負わない。情報提供義務を負う機関が正しさに疑問を示唆する徴証を知る場合は、それを伝えなければならない。」として、情報提供機関において、事実関係未詳の場合であっても、その旨を明記するこ

とで、情報提供を行うことで事後的に問題が生じた場合に免責されるような仕組み を設けている。我が国の消費者安全法でも同様の考え方を参考にして、同法の改正 も含め、検討する必要がある(注)。

- (注) 消費者安全法の第1条や第3条の規定等を踏まえれば、一義的には、上記③の対応策を実施することで十分であるとも考えられるが、法制上の責任・権限関係を明確化するためにも、検討しておく必要があるものと考えられる。なお、ドイツの消費者情報法第5条第3項の立法趣旨は、「内容が正しいかどうか調査するために、他機関からデータを調達することは、費用対効果や労働効率から見て意義が乏しいから」(連邦食糧・農業・消費者保護省の解説書より)とされている。
- ② 消費者庁側でも、緊急な事故に対応して独自の分析を行うことができる職員を配置しつつ、必要に応じて詳細な分析を依頼できる機関との連携関係をあらかじめ構築しておき、事故が発生した際には、独自に事故分析等の対応に迅速に着手し、必要に応じて所管官庁等に対して措置要求を行う等、司令塔としての機能を発揮できるようにする必要がある。

なお、消費者庁が注意喚起など再発防止対策を主導的かつ迅速に行えるよう、「事 故調査機関の在り方に関する検討会」が提案した方向で事故調査機関を速やかに設 置し、事故の分析・調査体制を充実させる必要がある。

イ 効果的な注意喚起

本専門調査会での議論では、上記3で紹介したとおり、「注意喚起力を高め消費者の行動を変え、事故防止につながるように、徹底した分析を基に公表する必要」があるとしている。

現在の体制では、消費者安全法第 1 条の規定及び消費者庁設置法案等に関する附帯決議を踏まえて設置された事故情報分析タスクフォースについては、上記 4 で検討したとおり、必ずしも十分に対応できているわけではない。また、専門的知見を有する人員が不足しているとの意見も聞かれている。

消費生活用製品安全法に係る分析については、NITEが非重大事故情報も含めて迅速に原因究明を行うことを目標として設定し、成果を挙げつつあるものの、注意喚起については、十分に機能しているとは評価し難い。

こうした問題点を解消する上では、以下の対応策を検討することが考えられる。

① 現在の事故情報の公表は、消費者安全法も消費生活用製品安全法にしても、あくまで重大事故等が発生した製品等の名称及び型番のみで、かつ、それらの情報が開示されない段階もある。消費生活用製品安全法については、必要に応じて、製品の写真等も添付されているが、事故品の写真等はなく、当該製品と同種の製品については、発

生し得ない事故であるのかどうか、あるいは消費者として同種製品における同種事故 あるいは類似製品における類似事故に注意をする必要があるかどうか等の周辺情報が 公表されることもほとんどない。

消費者としても、また、報道機関も、たまたま特定の型番が生産過程で問題があっただけなのか、他の製品も同様の可能性が今後起こり得るのか等について、材質やメカニズム等が同じ製品全体についての調査情報等がなければ、あまり関心を持たないものと思われる。

また、優良な事業者にとっても、特定の製品の事故情報の公表のみでは、自社製品の評判等にも影響しかねない等の問題も想定される。

こうした問題を踏まえると、例えば、事故が発生した製品と同じ型式またはメカニズム、材質が同じ製品においても過去に重大事故等が発生したことが判明した場合には、これまで事故が発生していない製品も含めて類似した製品群全体について分析し、その結果を公表することで、注意喚起力を高めることが考えられる。

ただし、対象製品の選定方法等によっては、事業者にとって必要以上に製品に関する印象を損ないかねないことも懸念されることから、どのような製品を対象とするのか等の選定基準については、あらかじめ策定しておくなどの配慮が望まれる。

② 上記①のような分析を行うとした場合には、上述したとおり、消費者庁に十分な体制があるわけではなく、外部の機関を積極的に利用することが求められる。こうした分析を行うに当たっては、例えば、消費者安全法第 14 条において、同法第 13 条第 1項の規定による「情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる」と規定している。そのためには、同法第 13 条第 1 項の取りまとめを行う必要があるが、現在は、同項の取りまとめは、国会への報告のためと解されている。

しかし、消費者安全法の逐条解説では、上述のとおり、個別事案についても行うことができ、したがって、同規定を活用して、積極的に関係研究・分析機関に分析を行わせることができると考えられる。

もちろん、現在の消費者庁における事故情報分析タスクフォースにおいても、消費 者安全法の規定によらず、いわば同規定を背景とした形で、外部の専門機関を活用し ているものと思われる。 しかし、分析を外部機関に依頼する場合には一定のルールが必要であると考えられる。このようなルールがないまま、その場限りの対応を続ける場合、

④ 依頼する消費者庁としても、あくまで相手方の好意・自発性等によりかかる形となることから、例えば、依頼した調査結果の正確性、信頼性に対して、事後的に追及を行いにくくなることも想定される。

消費者安全法第 16 条第 1 項では、「他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求」が規定され、関係他省庁に対して、消費者被害の発生・拡大防止のための措置要求を行うことができるとされている。仮に、依頼先の専門機関が産業育成を所管する他省庁の関係機関である場合、同項の規定との関係で、利益相反的な関係が生ずることも想定される。その意味では、法的根拠なく、依頼先の好意・自発性等に依存した場合には、限界があるとも考えられる。

⑥ 依頼される側の機関としても、法的位置づけが明確でなければ、どの程度まで掘り下げて調査を行うべきかどうかについての判断にも迷うことも想定される。

以上の点を踏まえると、法的な根拠を明確にし、一定の運用指針を定めて実施する 方が、依頼する側にとっても依頼される側にとっても望ましいと考える。

③ 消費者安全法では、第15条第1項の規定に基づく注意喚起を行うことができるとしており、また、上述のとおり、逐条解説では、「謙抑的になる必要がない」旨述べているが、実務的には、事業者の意見を聴取する等の手続が設けられている。これは、同項の規定が発動される場合とは、当該事業者の製品が「消費者被害の発生又は拡大の防止を図る」必要があると公的に認めるものであり、また、「消費者事故等の態様、被害の状況その他の被害発生又は拡大の防止に資する情報」等の詳細な情報を都道府県・市町村に提供して、周知を徹底することの必要性を認定するものである。

したがって、当該製品の危険性に係る「公的な認定」に伴って、当該事業者に著しい 不利益を与える可能性があると考えているためであると思われる。

実際、同規定に基づく公表とすべきかどうか、被害の重篤性、事故の発生数、事故の発生の拡大可能性、事故の新規性、事故の回避可能性の各考慮要素を勘案して、慎重に判断しているとみられる。その結果、これまでの注意喚起は、取引事案の2件を除いて、同法第15条第1項の規定に基づいて行われたものはなく、その他の事案については、同項の規定を背景として事実上、行っているものとみられる。また、当該注意喚起の対応をどの事業者団体あるいは関係機関に依頼するのかについても、特段の取り決めもなく、

第8回消費者安全専門調査会での消費者安全課担当官の発言によれば、「その時の判断で決めている」旨の説明があった。

この点を参考資料4において、消費者庁が発足してから現在までに公表された主な注 意喚起事案について具体的に整理してみると、

- ① どの関係機関に注意喚起対応について要請したか、
- ② 消費者庁のホームページ上の掲載場所をどこにするか、
- ③ 消費者安全法・消費生活用製品安全法に基づく通知・報告を踏まえた注意喚起なのか、それ以外の注意喚起なのか、あるいは、事故情報分析タスクフォースで取り上げられた事案であるのか
- ④ 他省庁に資料要求する場合、消費者庁および消費者委員会設置法第 5 条に基づくか、消費者安全法第 14 条第 1 項に基づくか

等について、明確な規則があるようには見えない。特に、事案によって、ホームページ上の場所がばらばらであるので、消費者にとっては大変わかりにくいものとなっていると思われる。消費者に必要な情報をより効果的に届けることができるかという観点から早急に見直す必要がある。

したがって、注意喚起をどのように行うかについて、消費者庁では、事故が発生する都度、消費者安全法第 15 条第 1 項の規定によるかどうか、また、そうでないとすると、どのような注意喚起を行うのか、また、どの関係機関に協力を求めればよいか等について判断を迫られ、結果的に注意喚起の時期が 1 日でも半日でも遅くなり、時機を失してしまっている可能性も否定できない。

こうした点を踏まえると、迅速に注意喚起を行うためには、あらかじめ下記の事項を定めておき、事故が発生した場合に、現場では直ちに対応を取ることができるような工夫をしておくことが考えられる。また、これによって事業者にとっての予見可能性が高まるものと考えられる。

② 消費者安全法第15条第1項の規定に基づく公表とすべきかどうかの考慮要素について、より具体的な基準を定めて公表する。

過去の事例をみても、自転車用幼児座席の事故については、上述のとおり、これまで3回にわたって、注意喚起が行われたものであるが、2回目以降、あるいは3回目以降については、同規定に基づく公表とすることも考えられた。同法第15条第1項が発動された場合には、都道府県・市町村を通じた徹底した注意喚起が可能となるほか、同法第15条第2項に基づき、国民生活センターを通じた注意喚起も行うことができる。したがって、考慮要素について、より具体的な基準を定めることで、迅速に同法第15

条第 1 項に基づく公表を行うべきかどうか判断でき、より迅速かつ効果的な注意喚起が可能になるものと考えられる。ただし、事故の内容が多岐にわたることも踏まえ、 当該基準に当たらない場合でも必要に応じて弾力的に公表できるものとする必要がある。

なお、自転車用幼児座席の場合には、3回目の注意喚起を行うに当たって、当該事業者に対して回収率を高めるよう、強い指導が行われたとされるが、こうした強い指導を行うよりも、例えば、一定の期間内に一定の回収率が達成できなければ、同法第15条第1項に基づく注意喚起を行う旨の指針を定めておけば、事業者の側でもそうした指針が発動されないよう回収努力を進めるものと考えられる。

ただし、製品の特質や流通市場の事情、企業規模等を踏まえて対応を考える必要もある。特に、中小企業・輸入商社の場合には、併せて製品のトレーサビリティを高めるために、製品購入者のリストを整備するための支援システムについて、国も協力して対応することも考えられる。

- ⑤ 消費者安全法第 15 条第 1 項に基づく公表としない場合に、どのような方法・位置づけで注意喚起を行うこととするのか、例えば、資料収集に関する法的根拠、対応する部署、注意喚起の位置づけ(消費者安全法・消費生活用製品安全法の通知・報告によるものか、そうでないか等)等について一定の対応指針を設けておく。
- © 消費者庁が注意喚起を行う場合、どのような事案について、どの関係機関に周知の協力を求めることとするかについても、一定の対応指針を設けておく。また、当該指針に基づき、関係機関にあらかじめ協力を依頼しておくことで、周知体制の充実を図ることができるものと考えられる。また、公表した後、消費者庁のホームページ上で検索しやすいように、サイト上の場所を一か所に固定しておくことも考えられる。
- ④ 上記のⓒの対応指針においては、例えば、地上波デジタルテレビのデータ放送の活用による注意喚起情報の提供や、倒産企業や輸入元の事業者が不明の製品でリコールの必要があった場合には、小売り等も含めた流通事業者や関係製品・役務提供事業者の事業者団体への協力要請方法等をあらかじめ定めておき、事前に関係事業者に協力要請を行っておくことで、実際に事故が発生した場合に、迅速な対応を求めることが容易になるものと考えられる。
- ウ 誤使用に基づく事故、子供や高齢者に関係する事故、非重大事故情報の分析・活用 現在、事故情報分析タスクフォースでは、上記のとおり、いくつかの課題について、 同時並行的に分析・対応等を進めている。消費者庁によれば、分析・原因究明に取り

組むべき課題については、重要性・必要性・実効性・新規性等の観点を中心として検討し、関係機関による連携した対応や特に生活弱者に被害が多発している事案を抽出しているところとしているが、どの課題がどのような基準で選択されたのかについては、対外的には明らかでない。また、適宜、外部の機関等を活用した調査・分析を進めているが、上記のとおり、1年あるいはそれ以上の期間を要したり、それでも対応できなかったりする事案も存在する。

こうした点を踏まえると、以下のような対応を実施することが望ましい。

① 特定の製品・役務について、誤使用とみられる重大事故、特に子供や高齢者が関与した事故が複数発生した場合、あるいは非重大事故が一定件数生じた場合には、 当該事故情報について、個人情報が特定できないようにした情報を当該製品・役務 の提供事業者に対して提供し、事故情報を分析し、また必要に応じて、第三者テスト機関でも分析し、その結果を報告するよう指導する。

また、事業者からの結果報告については、消費者庁としても消費者の視点に立って、改めて検証すべきである。

消費者庁では、これまでに事業者や関係行政機関等に対して事故情報に関する資料の提供を要請した公表事案があり、一例として、iPod nano の過熱等事故に関しては、平成22年8月3日にアップルジャパン社に対して消費者安全法第14条第1項に基づき、これまでの事故の状況や今後の対応等の資料の提出を求めた。その結果、同年8月10日に同社が提出した資料により、同社が不安を持っているすべての顧客を対象にバッテリー交換等の対応を行うことが把握できたという事例もあるとしている。こうした事例を踏まえて、上記の対応策を具体化することが考えられる。

なお、上記の事例を踏まえると、事業者にとっての予見可能性を高める観点からも、どの程度事故が発生した場合に、上記のような指導を行うこととするかについては、あらかじめ基準を設け、公表しておくことが望ましいと考えられる。また、その場合、柔軟に対応できるように基準にも幅を持たせておくことも考えられる。

- ② 仮に、当該企業が分析や報告、その後の対応を怠って重大事故等が発生した場合には、その旨を対外的に公表する等の対応を事前に定めておく(注)。
 - (注) 長野県消費生活条例(平成 20 年 7 月 10 日 条例第 28 号)では、第 10 条第 1 項において、「知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす疑いがあると認めるときは、速やかに当該商品等を調査し、及び当該商品等に関する情報を収集しなければならない」としつつ、同条第 2 項において、「知事は、前項の規定による調査等を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品等を供給する事業者に対し、期間を定めて、当該商品等の安全性についての裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が正当な理由な〈当該資料を提出しないと

きは、(知事による第1項の調査結果に係る公表において)当該商品等は消費者の生命、身体または財産に 危害を及ぼし、又は及ぼす恐れがある商品等であるとみなす。」とする規定を設けている。これは、製品の安 全性に関する立証責任を事業者に転換したものであり、景品表示法の不実証広告規制に類似した論理で規 制しているものと評価できる。

上記 の公表については、誤使用が多発している製品に係るものについて、同様の措置が適当であるかどうかについては、さらに検討する余地があるものと思われるが、事故が相次ぐなど十分予見可能であるとみられる場合や、子供や高齢者の事例が相次いでいるような場合には、事業者に対して事故情報を提供する一方で立証責任の転換を図る措置を採ることにも一定の合理性があるものと考えられる。

- ③ 上記②の結果報告については、必要に応じて公表するほか、事業者の秘密等を勘案して一定の加工を施した情報等を関係事業者団体に提供する。提供を受けた事業者団体において、例えば、子供・高齢者特有の事故防止のための基準(製品のエッジによるケガ(切創等)の基準、低温やけど防止のための温度基準、読みやすい文字等の大きさ等)を策定するために活用するよう求めることとする。
- ④ 上記①及び②の対応を取るとともに、国が対応しなければなかなか対応が進まないと考えられる事案、例えば、資金面で不安のある中小企業等や倒産企業の製品・ 役務に係る事故への対応等についても、リサイクル業界を含めた関係業界団体やN ITEによる支援を活用すること等により、注力を図ることとする。

第4 消費者安全を一層強化するための対策とその実現に向けた検討について

(1) 消費者安全を一層強化するための本専門調査会の提言

上述のとおり、第2及び第3において、事故情報の収集・一元化と、事故情報の分析及び公表・活用に分けて、これまでの消費者庁における消費者安全の確保のための対応策を点検してきた。消費者庁が設立されたことにより情報を一元的に集められるようになったことなど、評価できる面もあるが、なお一層強化するための対応策についても検討してきた。しかし、各対応策は有機的につながっていることから、「第1 本専門調査会の検討の方向性」で上げた横断的な論点に則して、以下のとおり整理した。

ア 重大事故等に係る情報収集・分析・公表・予防

- ① 情報の収集強化・収集範囲拡大
 - ・ 消費生活用製品安全法に係る事業者報告や事故情報データバンクに登録された情報等を活用して、消費者安全法に係る通知を励行するよう関係行政機関に督励するほか、督励を通じて明らかになった問題について各省庁との定期的な意見交換の機会を作る。同時に、引続き事故情報データバンクへの参画機関の拡大を図る。また、消費者が自らあるいは家族等が被害者となった事故について、書き込みを行い、一定の編集を経て登録されるようなデータベースの構築を検討する。
 - ・ 重大事故等に係る基準について、救急車で搬送された傷病者に関する事故等の情報を把握しやすいように見直したり、同基準に定める治療期間30日間を短縮化する等により、本来、重大事故等として直ちに分析・公表等を行うべき事故情報の収集範囲の拡大を検討する。

② 緊急を要する事故情報の公表

中毒情報等の緊急を要する事故情報については、事業者名等の通知情報漏れや、通知の遅滞等については、日ごろから、関係省庁を通じて改善を要請すると同時に、消費者庁としても、緊急を要する事故情報については、毎週木曜日の定例公表にこだわらず、また、事実関係未詳であっても迅速に公表できるよう、公表の基本要領について担当官の判断を容易にするように基準の明確化等を図る。

③ 事故発生後の効果的な注意喚起等による回収策・被害拡大防止の強化

- ・ 消費者の意識・行動を変えるような注意喚起を行い、リコール後の回収率を大幅に引き上げるという観点から、事故が発生した製品と同じ型式又はメカニズム、材質が同じ製品においても過去に重大事故等が発生したことが判明した場合には、類似した製品群全体について、明確な基準の下で対象製品を選定し、分析・公表する。
- ・ 消費者安全法第 15 条第 1 項に基づく注意喚起と、それ以外の注意喚起について、 明確な対応方針を設けておき、回収率向上の向けて迅速な対応を容易にする。

- ・ 消費者に事故情報等が確実に届くように注意喚起についての明確な対応方針を明らかにすることにより、事業者が注意喚起を受けるかどうかの予見可能性を高め、また、消費者にとってもデータ検索が行いやすいように配慮する。
- ・ 中小企業や倒産企業の製品・役務に係る事故の対応等について、リサイクル業界 も含めた関係業界団体やNITE等による支援も活用する。

イ 誤使用・非重大事故情報に係る収集・分析・活用

① 参考情報の収集・分析・活用

重大事故につながりかねない事故情報のほか、誤使用であっても多発している、あるいは、高齢者や子供に特有の事故情報等についても収集範囲を拡大し、分析、活用を図る。このため、これまでの事例の蓄積を踏まえて具体的な事例を示す。

② 事故情報分析タスクフォースにおける事案選択基準の明確化 事故情報データバンクに蓄積されている 3 万件のデータが、どのように整理・分析 されて、特定の製品・役務を選択し、取り組むこととなったのかについての過程を対 外的に明らかし、事業者の予見可能性等を高める。

- ③ 誤使用等に係る事故が多発した製品・役務についての提供事業者の活用
 - ・ 誤使用とみられる事故等が多発した製品・役務について、その提供事業者に対し、 個人情報に配慮しつつ事故情報を提供し、一定の期間内での対応等を求めるような 運用体制・法制整備等について検討する。
 - ・ 当該事業者からの分析結果報告については、必要に応じて概要を公表するほか、 事業者の秘密等に配慮しつつ、分析情報について、関係事業者団体での基準策定の ために活用を図る。

ウ 各事故情報の収集・分析・活用を強化するための体制強化

- ① 消費者庁の体制強化
 - ・ 消費生活用製品安全法や消費者安全法等に基づく報告・通知情報や、事故情報データバンクへの登録情報等の間の突合を行い、また連想検索を用いて効果的に情報分析を行うこと等により、可能な限り網羅的な情報収集を徹底し分析するための体制強化を図る。
 - ・ 緊急な対応を要する事故情報について、迅速に分析し、必要に応じて関係省庁に対する措置請求等を行うことができるように、所管省庁とは独立した分析体制を強化するとともに、あらかじめ詳細な分析を依頼できる関係機関との連携を図る。

② 外部機関の活用

消費者安全法第13条第1項、第14条及び第15条第2項等の規定を活用しつつ、あらかじめ各規定の発動要件を定めておく等により、国民生活センターやNITE等の独立行政法人を活用した情報分析を行うほか、事故情報や安全確保のために必要な情報が消費者に確実に届くよう、地方公共団体も含めた関係機関を活用して、一層効果的な注意喚起に向けて消費者庁との連携体制を構築する。

(2) 上記提言の実現に向けた検討

上記の対応策によっては、

- ① 緊急を要する事故情報の収集体制における目詰まりの改善や、迅速な公表・情報提供、独自の分析体制の構築
- ② 消費者安全法第 15 条 1 項に基づく効果的な注意喚起のための基準策定等により、事故が多発する製品の効果的な回収策の策定

等、緊急を要し、かつ、関係法制の改定を要せず、直ちに、消費者庁等において、作業に 着手できるものもある。

また、外部機関の活用のための運用指針策定や、重大事故等の情報収集強化・範囲拡大 や、誤使用情報の収集基準の策定等、消費者庁内のみで実施要領等を定めて対応できるも の、あるいは、法制上の見直し作業に着手できるものもあると思われる。

他方、誤使用・非重大事故情報の活用等のように、事業者や事業者団体も巻き込んだ対策を検討する必要がある場合には、業界によってどの程度対応できるのか、あるいは、消費者庁が製品や役務の安全基準の策定において、非重大事故情報を活用する等により、どのように関与すべきか、本専門調査会ではその点についての検討には至らなかった。この点は、今後さらに詳細に検討する必要がある。また、注意喚起に係る詳細な基準設定についても、さらに検討する必要があると考えられ、その場合には、事業者の意見も踏まえつつ検討する必要もあろう。

こうした対応策については、今後、消費者庁において検討を進めることも考えられるが、 一部の対応策については、消費者委員会の今秋以降の課題とし、必要に応じて特定の業界 を選定して制度設計の検討を詰め、これを範として、他の業界においても実施できるよう 実施要領等の策定を進めることも考えられる。

いずれにしても、本専門調査会としては、消費者庁・関係団体と消費者委員会の間で問題意識を共有し、連携を緊密にすることで、各対応策について速やかな実現が図られることを求めるものである。

消費者安全専門調査会 事故情報の収集・一元化に関する議論の整理

参考資料1 - 1

平成23年7月 消費者委員会事務局

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
事業者からの収集(消費生活用製品安全 法)	・どうやって事故を捕捉するかが大事。製品・食品・医薬品などについて,事故を捕捉する仕組みが必要。 ・労災の把握率はかなり高いので,それを参考にできないか。
	・消費者事故の情報収集制度が事故を100%カバーできているか。
	・重大事故に関しては製安法できちんと法律で報告しなければならないことになっているが、食品その他もきちんと義務化して、たくさんの情報を集めた上で分析して伝えるという方法が必要ではないか。事業者の情報をいかに集めるかとも考えていかなければいけない。
	·事故情報収集の仕方について,事業者からも取り,その補充として消費者からも取るという捉え方をできないか。
	・消費者から事業者に上がって〈る事故に関する情報が事業者で止まってしまわないように、情報が流れるようなシステム、仕組みが必要。
	・消費者は事業者に苦情を言いやすいので、行政までには言ってこないが、その中に重要な情報がた〈さん入っている。
	・消費者から事業者への情報で,使い方やサービスに対する相談、クレームなどの大半は,事業者と消費者の間で処理されており,事故になるようなものは極めて少ない。こうした情報を全部報告の対象にすると、システムは成り立たない。事故に絞って報告するとなると、大きな事故については既に報告が義務づけられている部分があり、そのあたりをきちんと検討する必要がある。
	·企業に来る情報の大半は、相談案件で、ご〈一部事故が含まれているが、その境目が1回目聞いたときにはわかりに〈い。
	·お客様相談室の苦情対応を指導しているが、寄せられる苦情の大体3~5%が法的に訴える根拠のあるクレーム。それも事故とは限らない。

(消費者安全法 消安法、消費生活用製品安全法 製安法で表示)

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
消費者からの収集(消費者安全法) ・自治体消費者センター経由 ・国セン・NITE経由 ・消費者団体経由 ・病院・消防・警察経由	・センターに寄せられる相談情報は相談者のプライバシーの問題などセンシティブな問題が多々ある。公表が難しく、制度的な検討が必要。 ・消費者センターの情報を含めて、情報提供してほしい。 ・学校の事故情報は、事故情報データバンクには入らないのか。 ・子どもに関する情報提供をいかにするか、いかに集めて保護者に知らせていくかも非常に重要。特に子どもの事故に関して力を入れて情報を集めていただきたい。 ・情報解析にR - Mapを使うにしても、事故発生件数というのが影響してくる。その意味で、確実に日本の社会で発生している事故の状況を反映するということが大事で、一番問題なのは消費者からの事故情報が上がっていないこと。そこを埋めるため、事故が発生して治療のために病院に行ったとか、救急車が出動したという情報を病院や消防署などから確実に集めないと、本当の意味での発生状況というのは把握できない。
・財団はより本中書様起わいな一級中	・事故情報データバンクの参画機関に消防庁が集めた情報などは含まれる予定はないのか。
·財団法人日本中毒情報センター経由	・日本中毒情報センターは毒物監視という役割を果たしているので、情報収集先に入れるべき。 ・中毒情報センターを(消費者庁における)中期的な改善に関わる検討という中で、関連する情報を把握し 得る機関に位置づけてほしい。
・メディアからの情報収集	・メディアからの情報は、消費者を混乱させるとか、企業を風評被害に陥れるというリスクはあるが、収集 制度の中で、うま〈活用して議論する方がいい。
・消費者自身の提供	・消費者が消費者庁に(直接)情報の提供をおこなうこともコンピューター処理を使えれば、収集体制として考えてもよいのでは。 ・たとえば,車の違和感がある場合に,その情報を収集して,これを公表することは重要。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
	通知すべき事故情報の範囲 ・消安法の第2条の第5項の1号に「政令に定める被害」と定義があるが、重要な情報が抜け落ちないよう、「死亡及び治療を要する被害」としているんな事故が報告される仕組みにするべき。・消費者安全法の第2条の第6項の1号(重大事故等)の定義に該当するか、治療に要する期間をすぐに判断することは難しく、治療に要する期間を30日以上でなく、10日以上にするべき。・生命、身体被害を発生させるおそれのある事案といっても、被害が非常に大きい乳幼児に関しての情報、高齢者に対する情報など、それぞれによって違いもあるので、もっときめの細かい施行令、要綱にしてほしい。・消費者事故等の範囲があいまい。通知基準を明確にしてほしい。消費者による使用等に伴い生じた事故をもう少し広く解釈してほしい。 ・通知側が重大事故情報と非重大事故情報を分けること自体が消費者目線になっているのか。・1日の入院でも重大といえるし、火事で家が燃えたら重大な財産被害である。労働災害の定義とか経産省の定義と離れて、消費者庁では重大事故の定義を考えてもらう必要があるのでは、・相談現場に関き取って通知事項を満たしていない事案であっても、重大事故につながると感じられるものは、参考情報ではなく、重大事故として集約してほしい。・重大事故を定義のところから考えていく必要がある。小さな被害であっても10件、20件続いたら重大事故と考えるべきではないか。そういう発想が必要。・・小さな事故でも頻度が多ければ、重大事故の考慮に入れるべき。 ヒヤリハット情報・・情報には、事故情報とヒヤリハットに近い情報の2つがある。後者は取扱いを別にし、ちゃんと議論するべき。 ・事故は起きていないのだけれど、起こりそうなものはないのかという問題もある。・・事故は起きていないのだけれど、起こりそうなものはないのかという問題もある。・・不具合の早期発見は重要である。消費者庁の情報収集制度は、事故情報の収集であって、不具合の収集ではない。早期発見に至るような不具合の情報は入ってこない。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
	誤使用関係の情報 ・誤使用を含め、さまざまな情報が全部集まる仕組みを早くつくって、対応が早くできるようにするべき。 ・消安法の通知案件の定義をもう少し広げる必要があるのではないか。誤使用であっても、製品そのものが安全性を欠いていなくても、事故が続発するようなケースでは報告すべき案件として定めるべき。 ・誤使用にすると何も問われず、「その後も注視していきます」という文書で逃げた感じになってしまうが、製品の問題と誤使用のラインがわからない。誤使用が起こらないように、徹底的に直させるべきで、誤使用というカテゴリーで逃げるのはおかしい。 ・・構造上、誤使用を誘発するようなケースがたくさんある。指示が小さな字でしか書かれていないなど消費者目線ではないのでは。誤使用を含めて通知するべき。 ・・化学物質による事故は誤飲か意図的か誤使用しかなく、防ぎうるのはほとんど誤使用の範疇となってしまうが、消費者の目線から、是非検討してほしい。 通知すべきか判断に迷う情報への対応 ・・消安法の第12条の直ちに通知しなければならない重大事故等の情報について、数時間以内に提供しなければならないため、相談員にとってはかなりのブレッシャー。重大事故なのか、消費者事故なのかの判断を現場にまかされるのは、非常につらい。マニュアル化してほしい。 ・・判断に難しいものについて、解決方法の分かるようなものをみんながみれるようなかたちにすると役に立つ ・・12条の使い勝手が悪い。重大事故等を含む消費者事故等を通知元の方で確認して、消費者庁の方に通知することになっているが簡単な話ではない。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
(2)情報分析からみた情報収集のあり方の 見直し	・通知元の判断を大事にするというが、地方自治体には情報の分析力、蓄積がないので、消費者庁ともっと合議して、消費者庁に分析官、相談窓口を設けて一緒に考えてもらって、通知するようにしないと地方にとっては大きな負担になる。
	・通知のステップにおいて3段階のスクリーニング(消費者事故等に該当するか、重大事故等に該当するか、被害の発生・拡大のおそれがあるか)があると判断に時間がかかり、判断に困る。
	・(通知基準にこだわらず、)何でもかんでもデータを入れて、コンピューター処理をした方がいい。
	・地方の通知元には、事故に関する情報を入力してもらい、コンピューターの言語処理によって、該当、非該当を消費者庁の方で判断することでいいのでは。
	・法令上の問題がな〈ても続発するような事態については、通知案件として扱うと同時に、所管官庁が別に あっても、消費者庁が独自に検討して、積極的に改善措置を促していくパターンを確立するべき。
	·情報の収集は広めに行って、現場で分かるようなマニュアル化を行う。その上で、事故か誤使用かの分析は、消費者庁が自治体と連携して行う。
	・コンピューターを入れて、シナリオ分類すれば被害がどうかという前に分類できる。
	・各地の事故情報が見えるような情報のネットワークづくりをしてほしい。
	・公表までには至らない段階で、何かおかしいのではないかというものについて、関係者の間で情報を共有するネットワークがあると良いと思う。全国版が難しいのであれば地域的なものでも関係機関等のネットワークがあるといい。
	·警察、消防からの事故情報は、国の本庁経由で消費者庁に通知される。地元の消費者担当課にも情報が共有されて総合的な分析ができる体制を構築すべき。
	・情報の集約についても、緊急情報として消費者に行〈べきものと、対策のための生の詳しい情報、法律家が法的な責任をはっきりさせるための情報の詳しさなどそれぞれ違うと思う。
	・未然防止とか、何か情報が上がってきたものから見落としなく、今後また事故が多発していくことを防ぐことが優先課題だと思う。人、予算、時間の制約がある中で、当面優先すべきものと理想的な情報収集と分けて議論すべき。
	・生の情報として多いのはいいが、その目的に応じて、どの部分をピックアップするかが違うと思う。集めた情報の利活用の場面をイメージして、考える必要がある。
	・餃子事件のように同じような事故が何件も起こっていることが早〈分るシステムがまず必要。そのための情報収集を考えるべき。
	·事故情報データバンクは今9つの機関からしか情報提供をうけていない。これでは、不十分で、関係省庁からもっと広〈情報を集めることが大事。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
(3)参考情報(注1)を収集することについて	・参考情報を集めていくということをいかに自治体がやりやすくするかということに注力すべき。 ・現在、重大事故以外の消費者事故について、追跡確認できていない中で、さらに、参考情報を集めるのであれば、消費者庁の体制拡充を真剣に考える必要がある。 ・参考情報については、消費者から関連する情報が集まってくることが大事。その点も念頭において、その活用のためにどういう範囲で、どこまでのものを公表していくかということを詰めるべき。 ・参考情報としてたくさんの情報を集めることは、再発防止を図る、被害の拡大を防ぐということに、役に立つ。 ・一たん誤使用と判断されたものでも、同じような例が5件、10件集まっていれば、誤使用でなかったかもしれないということで再度調査することも考えて、参考情報を集めようとしているのか。

(注1)消費者事故等に該当する可能性のある情報については、現時点では、事故と製品の因果関係がはっきりしていない、消費安全性を欠いているかどうかはっきりしていない、通知事項を充たしていない等の情報であっても、参考情報として提供いただくことを、消費者庁において検討する旨、第3回消費者安全専門調査会で消費者庁より紹介。

その他

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
・製品のリスクをどこまで許容するか。	・消費者が製品のリスクをどこまで受け入れるのか、ステークホルダー全部が集まって議論するべき。 ・100円ライターの問題は、他の商品にもあてはまる面がないのか考えた上で、どういう消費者の常識の形成の仕方がいいのかを考えるべき。 ・紙で手を切っても、紙に危険表示はしない。その辺は社会の常識。恐ら〈時代とともに変わってい〈。

消費者安全専門調査会 事故情報の分析に関する議論の整理

平成23年7月 消費者委員会事務局

	消費者安全専門調査会で出された意見等
	・事故情報の調査・分析に関して、消費者庁が主役となって産業振興官庁の対応の不十分さを是正できる ような体制づくりを早くやってほしい。
	・事故の分野ごとに消費者庁が専門家のアドバイザリーグループをつくるなど自ら調査・分析する体制を 整えるべき。
	・国民生活センターが事故情報以外のデータに基づいて、消費者にとって余り好ましくないと思われるものについて、自分たちで発議して、分析を始めるようなことを行っているが、これは本来消費者庁がやるべき 仕事では。
	・重大事故について、他の省庁で調査しているものについても消費者目線で消費者庁がチェックするべき。
	・消費者庁が持つべき目線と他の省庁が持っている目線は違う。他の省庁が事故分析をしているからそれでOKとはならない。
	分析官を置いてほしい。データは分析しないと役に立たない。
	・消費者庁がヨーロッパのように、規格の作成を命令する権限を持っても、機能をきちんと果たせるようにするためには、多くの分析官が必要。原因究明は極めなくてもいい。壊れた原因などをメーカーのデータなど見せてもらって、それを防がなければいけないという命令だけを出すような、そういう分析をする人が必要。
	・専門分野が細分化している中で、ある程度ゼネラルに分析のできる人材がいるか。
	・消費者庁の体制について、今後の課題が見えてきたところで、現状できること、対応しづらい部分は何か、またスタッフの人材育成的な部分も含めて、時間軸の中で今後どのように体制を強化していくのか、 絵を示すべき。またその絵の中で、タスクフォースがどのように関係していくのかも示すべき。
	・消費者庁が集めた情報がどのように分析されているか消費者に伝わるような工夫をしてほしい。 ・解析・分析の仕組みが見える工夫が必要。
	- ・事故の分析を国で全部やるのは無理がある。お金を出して民間で調査した方がいい。
	・事故情報を迅速に調査できるのは、製品を設計・製造した企業である。企業にリスクアセスメントのデータを出してもらわない限り、事故を防ぐことは難しい。企業をどのように組み込むかも大事。
	・調査、分析しなければならない案件について、メーカーに細かい質問状を出して、答えを公表していくことによって、メーカーから真剣な対応を引き出すことを考えてみてはどうか。
	・メーカーから所管の役所等に集まってくる詳細な情報を消費者庁などに出してもらわないと、誤使用なのか製品起因なのか判断できない。

	消費者安全専門調査会で出された意見等
分析体制に関するもの(地方自治体)	 ・地方自治体には情報の分析力、蓄積がないので、消費者庁ともっと合議して、消費者庁に分析官、相談窓口を設けて一緒に考えて、通知しないと地方にとっては大きな負担になる。 ・地方においてこそ技師がいて、商品テスト室の充実をはかることが重要。 ・消費者からの商品テストの希望を第1義的にテストするような機能を充実させてほしい。 ・国民生活センター、NITE、地方の商品テスト機関、事故情報分析タスクフォースのテスト結果の情報をデータベース化してもらい、有効に活用されるようにしてほしい。
分析内容、対象に関するもの(誤使用を含む)	・もっと国はお金をかけて、人間だけでなくて、コンピューター処理をするような大規模なシステムをつくって、膨大なデータから、本当に必要なデータを取ることをしたらどうか。 ・分析のテーマの選び方について、何を取り出して、何を分析するかが問われる。大きなところが抜けないように、一回議論した上でやるべき。 ・1件あるいは2件しか起こっていないものでも大きな問題を含んでいるものは早く見つけて、早く対策を取るべき。 ・窒息、溺死のように事故が多いものについて、調査や対策が取られていない。階段のような家庭内の事故に集中して調査して、不慮の事故を減らすようにしたら、大きな効果があるのでは。 ・国民の安全を考えるような国民安全庁という発想で考えれば、浴室とか階段とかの家庭内の事故に目を向け、投資するところが違ってくるのでは。 ・配線器具とコンセントとの関係は最初に取り組んでもらえると、小さい子のいる家庭では特にいい。 ・説使用にすると何も問われず、「その後も注視していきます」という文書で逃げた感じになってしまうが、製品の問題と誤使用のラインがわからない。誤使用をなくして、徹底的に直させるべきで、誤使用というカテゴリーで逃げるのはおかしい。・150、機械安全の国際規格で、予見可能な誤使用は、対策を取らなければならないとある。安全対策をとらないのに、警告表示で、ここは危険とか、取扱説明書でこう使ってはだめと書いて逃げてはいけないと規格で決めてある。つまり、対応がとれるものはとった上で、とれないものは警告表示を行うということである。他方、化粧品、エレベーター、エスカレーターにJIS規格はない。これは縦割り行政の弊害である。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	消費者安全専門調査会で出された意見等
T	・連想検索は思いつくままに言葉を入れてOR検索をするもの。連想検索でうまく探せるのはメジャーなシナリオで、近寄ったものがたくさんあったときにどれが一番近いのかを見るときには連想検索は非常に効果的。 ・事故情報をキーワードではなく、生のままで入れて検索できれば使いやすい。一番有効利用できる方法は、類似の案件、事故がどれだけ起こっているかを瞬時に検索できること。 ・消費者庁で似たような情報はいっぱいあるが、分析できるような状況になっていないので、その前の段階で消費者庁の分析の担当の人が使うことを考えている。 ・連想検索は消費者庁が分析するためのツールとして使えるのでは。誤使用となっているかもしれないが、みんなが失敗しているということで、これは何か対策をしなければいけないということを見つけるツールとして使えるのでは。 ・過去の失敗例を調べ、対策をとったものでなければ、日本では売れない。そういう使い方はできないか。 ・連想検索で探した類似例の対応策が参考になる。(例:ハイブリッドカーと地下鉄のベアリングの腐食) ・消費者庁のデータベースは対策が書いていない。したがって、類似例を探すまでで、その次に業者が何をするかには役立たない。 ・類似例を抽出したことを何のために生かすかということが一番大事。データベースに解決策や対応策を入れることが最も重要だが、ものすごい労力が必要だと思う。 ・対策まで組み合わせて、この原因でこうなっているに違いないというところまで分析すると、恐らく企業の営業秘密に係る部分が出てきて、企業が情報を出さないというスタンスになりかねない。アグレッシブな企業がアクセスしてきて自分たちで開発努力せずにいいものを作ろうとして、一番競争力を持つことになり、どこかで情報提供に歯止めがかかるような気がする。 ・消費者庁としては、起こった現象の分析を工夫して、これに問題ありやなしやとか、前例ありやなしやとかいうところからスタートするのがよい。どこまで深堀していけるかは次のステップで議論する方がよい。 ・連想検索は、どのキーワードを使っていいのかだけで疲れてしまうので、被害者の人が言ってきたものを
	ただ入れればいいというようなシステム。 ・同じ製品でも違う言葉で書くような人たちがあった場合、連想検索の方が当たりやすい。キーワード検索でいろいろな言葉を使われるとなかなか当たらない。
	・まず言葉で検索をするけれど、その後、写真とか図で同じものかどうかを確認すればうまくいくのでは。
	・言葉がヒットしないとかなかなか見つからない場合に、よく間違える類義語辞典があれば、非常にうまくいく。 3

	消費者安全専門調査会で出された意見等
R-Map分析手法(注1)を用いた製品事故のリスクアセスメントについて	・事故調査の優先度、順番を判断する際に役立つ面がある。 ・被害の定量的な表現に関して、部品の共通化などから欠陥による事故が発生した場合にかなり早い速度で事故が多発する可能性があるので、発生頻度の期間は年ペースでなく、月ペースにした方がいいのではないか。 ・事故調査の優先度を決める考え方の一つとして、社会的影響の大きさをはかる判断として、定性的な表現の部分で、被害拡大範囲の広さという考え方を盛り込んではどうか。 ・分析の優先度基準についてリスクが低くても多発性あるいは発生の期間が非常に短期間かつ発生の地域が広いとか、そういう要素も考えて分析の優先度を判断する必要がある。 ・人がない、金がないという中でどのような優先順位を付けるかというときに、消費者庁にマトリックスのようなものをつくってどれだけ優先順位が高いのかを考えてもらいたい。一つの軸は被害の重篤さと件数で、もう1つの軸はヒトとカネがどれくらいかかるのかというもの。 ・一つの企業で、重点投資をどこにするかということを検討するときには、マーケットの大きさ・重要度の軸と、自分たちの持っている力の軸でマトリックスをつくり、どの位置にあるからどういう戦略をとろうとか、あるいはこの分野はやめる方がいいとかを考える。 ・消費生活用製品について、10-8を基本とする考え方について、科学工業(10-5)、医療機器(10-6)、自動車(10-7)、家電(10-8)、重要保安部品(10-8)と違うレベルで基準を設けているのはどういう考え方によるのか。 ・10-8は安全目標と関連している。この根拠がはっきりしていないといけない。本質的には消費者との間の合意が必要。 ・実際は致命的だと思われると確率が低くてもリコールに走る。リコールすべきかどうかというのは、事業者がこのリスクとは関係なく、社会的にどう見られるのかをプラスして考えなければいけない。 ・何か事故が起きたときにうちの会社はリコールしなかったらもう経営危機になる、世の中にたたかれてしまうというような指標が一つできたらいい。・RーMap以外のところの社会的というところをどう数値化したり、消費者に見せるようにするかが課題。 ・RーMapは、保険会社が出してきて、発生頻度もしくは確率とひどさ、この2つからリスクを考えていけば、合理的な対策はとれるという考え方。

(注1)調査分析の効率化の観点から、限られた職員や機器のリソースを活用するため、「Rーmap手法」によって、各案件をリスクの高いものから低いものまでクラス分け(リスク評価)し、リスクの高いものを優先して分析したり、すぐに調査の済むリスクの低いものを優先したり、整理、調整する過程で活用される。RーMap分析手法を情報解析の一つの手法として、第6回消費者安全専門調査会でNITEより紹介。

消費者安全専門調査会で出された意見等
・致命的なリスクがあるところは、何らかの対策を考え、そこからリスクが下るにしたがって社会コストの関係でどうするか、国民に明示して使うべき。
・安全を実現する上で、一番やってはいけないことは安全を確率で語ること。危険源がどこにあるのかをまず探すこと、危険源のリスクを評価することが一番実直なやり方で、それに対してどういう対策をとるかである。
・致命的なところでは発生頻度が低くても対策をとるべきだという考えもある。単純にこのRーMapを使うと ころに危険性がある。
・リスク評価は社会が変われば変わっていかないといけない。消費者の心理も変わっていくので、消費者の合意を得られるようなRーMapをつくらないといけない。
・企業はR-Mapを使い、企業の論理でリスクの大小とは違う判断をしている。消費者目線で、消費者の 論理をR-Mapに乗せて、消費者はこう考えるというものをもう一つ作ってみたらよいのではないか。例え ば同じ数字であっても将来のある子どもに被害が起きるものについてもう少し慎重に考えたいとか、そうい う選択というのは消費者としてあり得る。
・シュレッダーの事故のように、子どもが使わないと思っていたのに意外と近づいたりすることがあった。そういったものをどういうふうに(RーMapに)反映するか考えてほしい。
・R-Mapを商品別に考えないといけない。
・国として、あるいはNITEとして考えるべき社会が受け入れる限度とはなにか、人々が怒るかどうかということなのか、しかし、人々が怒るということは、結局企業のレピュテーション(評判)の話ではないか。
・リコールというだけで、あれは危ないと走ってしまっているのではないか。これはキャンセルすべきではないか。国がやるところは、本当に危ないところではないか。
・相談で受けた事故情報についてNITEにテスト依頼しているが、その後はフィードバックはほとんどない。 RーMapで優先順位付けをしているのであればこの案件はこういうところにあるのでこれぐらいの順番で 調査ができるというようなフィードバックをしてほしい。
・消費者安全法の通知要件について、当面は運用として、その他事故情報を寄せてもらうことになったが、 そのことは消費者庁の説明資料に反映されているか。また、要件の見直しをそこに書くべき。

消費者安全専門調査会 事故情報の公表・活用に関する議論の整理

参考資料1 - 3

平成23年7月 消費者委員会事務局

	問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
第1回 第2回 第6回	(目的に応じた情報提供)	・セミプロ向けの専門的な分析がなされた情報が利用できるようにすることと,一般の消費者が関心のある情報を伝えることは分けて考える必要がある。また,センシティブに反応しなければいけない事例をセレクトする仕組みが必要。 ・公表する情報に2種類ある。一つは,共有財産として,いつでも見られる状態にしておくものと,もう一つは消費者の行動を変えるような公表があり,後者はセンセーショナルにしないと誰にも見えない。
	(分かりやすい役に立つ情報提供)	・公表された情報が消費者のアクションに結びつかないと価値は半減。 ・事故情報の内容が,一般の消費者にわかるようなものにするべき。 ・子供向けにHPを作って,親や子どもに伝わりやすくするべき。 ・食中毒に関して消費者に対する注意喚起は不十分。 ・いろんなデータばかり出てきて,どれが一番重要かわからない。 ・ひと月に1つの事故でもいいので,徹底的な事例紹介をするべきではないか。 ・キッズデザインなど団体のアイデアや技術を消費者庁のサイトに掲載し、活用しては・消費者が被害から逃れる最大の方法は誤使用を勉強することで、これをどう伝えていくかが大事。
	(事故情報データバンク等)	・事故が起こった後ではな〈,本来は防止,予防が大切。これから買う人にリスクを伝えることが大事。 ・たとえば,車の違和感がある場合に,その情報を収集して,これを公表することは重要。 ・学校の事故情報は,事故情報データバンクには入らないのか。 ・事故情報データバンクの参画機関に消防庁が集めた情報などは含まれる予定はないのか。 ・事故情報データバンクは事故情報の説明内容が短かすぎでよ〈わからない。図面も写真も出ていない。 ・失敗知識データベース(JST)は参考になる。 ・自動車のリコールデータ,医療関係,労働災害のデータベースを見ても,原因が書いていないので,役に立たない。 ・データはインターネットに載せないと意味がない。紙ベースは見えないのと同じ。

(消費者安全法 消安法、消費生活用製品安全法 製安法で表示)

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
	・消費生活センターに寄せられる情報を共有財産になるようにシステムを構築するべき。 ・センターに寄せられる相談情報は相談者のプライバシーの問題などセンシティブな問題が多々ある。公表が難し〈,制度的な検討が必要。
第3回	・参考情報については、消費者から関連する情報が集まって〈ることが大事。その点も念頭において、その活用のためにどういう範囲で、どこまでのものを公表してい〈かということを詰めるべき。
第4回(自動車リコール制度に関する消費者 委員会の建議について)	・消費者から役所に集まってきた不具合の情報をそのまま生で公表した方がそれを利用するメーカーの対 応も早〈なる。
	·できるだけ消費者に向けて情報を生に近い形で伝えることによって、事故の未然防止にもなるし、注意喚 起として徹底できるのでは。
	・リスク情報を誰がどう使うか分らないと収集、編集の過程で大事な事故が削られてしまう。
	·情報を集める人、情報を手渡す人、それを公表する人に、制度の目的がきちんと理解されていないと的確な対応ができない。
	・自動車はリコールする製品の中では一番追いかけやすい。ナンバープレートもあるし、車検もある。今、不十分なことはあるにしても、他の業界にとっていいモデルになってほしい。そういう視点でとらえたらいかがか。
第5回(言語処理による情報検索(連想検索)について)	・データベースというか検索システムをある程度オープンにするときには、使い方、評価能力の問題が付い て回ることを公表し、出てきたものに疑義があったら必ず問い合わせて〈ださいというシステムを付けておかないとうま〈回らないと思う。
	・利用者によって、必要な情報や使い方は異なって〈る。相談センターの方が消費者から相談を受けたときにどんな指示を出せば一番消費者に安心してもらえるか、メーカーはそれを見てどういうふうに行動をとらなければならないのか、消費者庁は、メーカーがきちっと動かないときに、行政として指示が必要になって〈ることもあり得るような気がする。
	・事故情報データバンクは消費者にいち早〈事故情報を伝えること、あるいは消費者がどんな事故情報を確認したいか、例えば、今ある商品を購入しようとしているときに、その購入商品が過去にどういう事故例があるかということを知りたいときに使うような使い方がいい。
	・相談を受けた人とか、被害を受けた人が何かこれに近いものがあるかと調べることに使えるといい。
	・消費者は自分が事故に遭ったとき、あるいはヒヤリハットという状態に陥ったときに、同種の事故がないかを見たいという気持ちになる。そのときにデータベースを検索し、事故例やその分析、メーカーの対応を知ることができれば、自分の情報もちゃんと通知しようとなる。こういう消費者自身の行動を引き出すことができ、情報の集積にもつながる。
	·一般の家庭の方とかでも、本当はうちでもこんなことがありましたというような普段だと言えないけれども、 ここだったら書けるみたいな情報も入っていたりするといい。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
第7回(事故情報の公表について) 第8回(事故情報の公表について) 情報をどのように届けるか	・情報の発信の仕方は、アクティブな発信の方法とバッシブな発信の方法がある。公表だけだと、消費者にとってはバッシブな発信なので、何らかの方法でアクティブに行動を起こすという発信の仕方が非常に重要と思う。そういう意味で「子供安心メール」は非常に良い試み。 ・親も子とともにすぐ育ってしまうので、想像以上にこまめにフォローしてあげないといけない。例えば赤ちゃんができたら、母子手帳とか関心のある人だけが見るのではなくて、全員がこれは見なさいよという感じの入口を用意するとか、絶えずやっていく必要がある。 ・高齢者についても別枠が必要ではないか。 ・官庁の場合、例えば、業界団体を使って企業にお願いをするというやり方や、学校の教育現場から子どもたちに注意喚起をしてもらうような、企業や一般団体とは違う情報のルートがあると思う。消費者庁だけではなくて、全省庁のルートを使ったら、どんなことができるか、御検討いただきたい。 ・ホームページや記者公表ではなかなか情報の伝わらない人に向けて、消費生活センターに対し注意喚起を行うよう要請するというのは良いが、その数はまだ少ない。 ・一般の方に公表される情報とともに、消費者に絶対これだけは伝えたいという情報は分けて消費者センターに情報提供いただきたい。そうすれば消費者からの相談に的確に対応できる。また情報をいただくタイミングは、報道発表されると同時、あるいは直前にお願いしたい。・地方の消費者センターが地域の情報ネットワークの要として動けるようフォローしていく体制が必要。PIO-NETから地方で使えるような情報がすくに返されていくような、体制を強化してほしい。 ・消費者庁にお願いしたいのはネットワークづくり。子供の親、高齢者にいかに伝えるか。子どもの親や消費者団体や高齢者の団体は横のつながりをそれぞれが持っている。それを如何に更に横につなげるかというところが大きな盲点ではないか。是非消費者庁が中心となって、例えば高齢者の事故だったらいち早く高齢者に伝わるような線にまず言って、それから横に広げるような、そういう工夫ができるのではないか。
	そのネットワークの中で何かあったときには情報を提供している。是非そういったシステムづくりをして、地域におけるコミュニティというものをもっと利用すると、消費者庁も消費者への注意喚起が本当に必要な人に届くのではないか。 防災組織やいろんな省庁にまたがると思うが、せっかくできているコミュニティといったものを是非利用していくべき。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
情報をどのように届けるか(続き)	・消費者の中で高齢者・子ども・子育て中の親が情報入手する一番手近なのはテレビではないか。1つのアイデアとして、ニュース番組の中で天気予報の後に事故情報を必ずスポットで入れていただくことを各放送局にお願いして、そういうパターンをつくれば、かなり注意喚起の情報が伝わるのではないか。
	・消費者にどうやって事故情報を伝えるかということについて、民間のネットワークを幾らつなぎ合わせても全員には届かない。インターネットにしてもテレビにしても、スイッチを入れない限り消費者に届かない。民間企業はポストへの投げ込みをして新聞の折込み広告と同じように、嫌でも届くようにしている。
	・新聞にリコール情報を出すと6紙でおよそ5,000万から1億円かかる。 こんな事に耐えられる中小企業・輸入業者はいない。現実に消費者を助けないといけないのは大手企業ではなくて、中小及び輸入業者の事故。彼らにそういう機会を与えればよい。 1月に1回、6紙の一面を消費者庁が買い取って、そこに情報を貼りつけて送り出すとか、そういうことも1つの方法ではないか。
	・何か事故があった時に消費者は、消費者庁よりも事故があった会社のホームページを見る。ホームページで、こういうところが不具合ですよというのがとてもわかりやす〈載せている企業も多い。
	・製品事故、重大事故が起きた場合には、当該企業のホームページ上である一定期間、必ず注意喚起のページをつくらなければいけないというような法的なものが必要ではないか。
	·事故データについてRAPEXのホームページでは、ベター面(一層目)に書いてあって、写真も画像でgoogle で引っかかるようになっている。 消費者庁もホームページでもう少し見えるようにしてもらいたい。
	・消費者庁のニュースリリースはgoogleで最初の方に全然載っていない。消費者庁よりも新聞社が記事にしたものがgoogleの上の方に出ている。製品の名前だけでもいいから消費者庁のホームページの一番上のところに名詞で並べてお〈等、検索できるようにしておかないと、googleに全然引っかからず、だれも見ないということになる。
	·NITEや国民生活センターはテレビ局に何か実験データで燃えるデータとか見せて、記者会見等をやっている。 消費者庁も画像やデータを見せるなどして、もっとやったことをフィードバックしたらどうか。
	・インターネットでも画像が重要。YouTubeを活用する。小学校の先生はみんなインターネットを使って情報を集めて見せている。NITEに学ばなければいけないのは、彼らは画像をYouTubeに出しているから、トラッキングで燃えましたという(画像)データをみんな使っている。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等								
情報をどのように届けるか (続き)	・対象の人にちゃんと情報が届くかどうか、その届いた情報をちゃんと解釈しているかどうかということが再発防止の行動につながる。 ホームページだけの情報公開は、情報格差・アクセスできない人がいるので難しい。 解釈するという点に関して、ただ生の情報だけでなく、それをまとめて、消費者が理解できるサポートを考えていただきたい。								
	・国民生活センターから発信される注意喚起はとても分かりやすい。 消費者庁の注意喚起と、国民生活センターからの注意喚起が連動しながら効果を発揮していければいいと思う。								
	・注意喚起情報として、国民生活センターの「〈らしの危険」というリーフレットが一般消費者向けに非常にわかりやすい。 しかし、消費生活センターには届いているが、一般の方の手元には届かないと思う。 こういう注意情報をもっと末端隅々まで届けられるようになるといいと思う。								
(注意喚起を効果的に行う工夫)	・消費者への注意喚起を消費者庁から直接行う場合と団体等を通じて間接的に行う場合と二通りあるが、 何か基準となる考え方はあるのか。また、注意喚起を依頼した先へのフォローを行っているのか。								
	・注意喚起後に、消費者の方に本当にその注意が行ったかどうかを一番知りたい。それぞれの方法をとったときに消費者の方々にどれぐらい注意喚起できたのかが重要。 こういうときはこの方法をとれば消費者の方々に伝わる確度は高いというのを見つけていかないと、なかなか実効性は出てこない。								
	・注意喚起を消費者庁から団体等に依頼する場合は、どういう形で注意喚起をされたのかを報告してもらう 形にした方が良い。								
	・注意喚起の効果について、インディケーションになるようなもので、評価できるようにすべきである。 例えばこの注意喚起をした結果、事故は何件起こったが、暫時減っているというものが必要。								

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
情報を役に立つものにする工夫	・定期公表を見る人に対して、メリハリをつけて、注目してもらう工夫が必要。何らかの被害があった人に対して同じようなタイプのケースがありますよということは、何らかの工夫でできないものか。 ・公表の際に画像であるとか、イラスト・絵柄で見せるというのは非常に有効。 ・事故情報の公表は公表することが目的ではなくて、消費者、あるいは使用者の安全確保、発生・拡大防止が目的。そうした場合に、公表のところで、事故内容だけでなく、その後に使用者、消費者が気をつけることまで踏み込むべき。
	・注意喚起等の対応を考えるにあたって、どこに重点を置いていくのか。 これを絞り込む能力が問われている。 ・R - Mapを消費者への注意喚起とか情報提供に使うことは考えられないか。 ・バスの中の転倒事故や食中毒は、件数は多いのに注意喚起されていない。注意喚起をするかどうかは、どのように決めているのか。
	・消費者庁ができてから、誤使用ということで捨てていたものを全部上げてチェックして、今回の注意喚起のところでも、かなりステューピッドなところだけれども、これは直して〈ださいよということを出しているのが多〈なったのではないかと思う。
	・消費生活センターに寄せられて〈る、ちょっとおかしい、重大事故につながるかもしれないという情報はまだ分析されていない、活用されていないと思う。国民生活センターが解析して注意喚起につなげていると聞いているが、その体制をどうやって強化してい〈かということが課題になって〈るのではないか。
	・事故情報について消費者庁に一元化して集まっているが、毎週ただべタ貼りで公表されているだけ。ユッケの食中毒事故は、今回の事故の前からあった。過去に19件もユッケの食中毒があるなら、そろそろ危ない、何とかしなければいけないなど、何か消費者庁から指令を行えば、あの事故はもう少し早めに対応できたのではないか。事故の未然防止とか予防につなげるような視点で情報を整理して、公表の在り方も含めて検討してほしい。
	・ユッケと同じようなことがパロマの事故であった。せっか〈作った仕組みが機能しないということでは困る。 今回の事故を教訓に一歩進めてほしい。
	・ユッケの話もそうだが、続発しているのであれば、固有名詞を出しておけば消費者が見る場合でも、あるいは関係官庁が見る場合でも非常に参考になって、再発防止対策をスピーディに立てる上で役立つと思う。そういう意味から固有名詞の公表の範囲をもう一度見直していただきたい。

(注1)調査分析の効率化の観点から、限られた職員や機器のリソースを活用するため、「R - map手法」によって、各案件をリスクの高いものから低いものまでクラス分け(リスク評価)し、リスクの高いものを優先して分析したり、すぐに調査の済むリスクの低いものを優先したり、整理、調整する過程で活用される。R - Map分析手法を情報解析の一つの手法として、第6回消費者安全専門調査会でNITEより紹介。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
情報の共有と情報の活用	・公表する情報は、1つは、客観的にどういう事故があったかというような事実の問題と、評価とか、何を注意したらいいのかという、指導・アドバイスの部分の大きく2つに分けられる。 2つ目の注意喚起について、受け手の立場でどう気を付ければいいのかやり方を見直してほしい。事故の原因が究明できない場合であっても、まずこれに気をつけていてください、そして追加の情報がわかったら、すぐに公表しますというふうにやっていただくのが一番よろしいかと思う。
	・「1.事故情報の公表等」という段階と「2.事故情報の活用」の段階で情報の出し方は異なる。 まず1で情報を共有して、事業者や関係行政庁、社会の中の様々な人がそれぞれやることをやってもらう。 関心のある人は見て下さいということ。 それでも動かない時は、2で最終的に消費者庁が補うというふうにリソースを分散していく視点が重要。
	・「1.事故情報の公表等」で情報共有を図ることと「2.事故情報の活用」で消費者庁としてどう対応するかということは、仕分けしていくべきではないか。
	·情報共有と事故情報への対応は分けて考える必要はあるが、両社は密接に関係しており、ものによっては対応の仕方が違うものも出て〈ると思う。誰を対象にやっているのか整理して、情報をうま〈活用できるようにしてほしい。
公表に際しての製品起因という要件に 関して	・公表に際して、製品起因という、従来、産業界に製品改善を求めるかどうかという視点から決められていた キーワードというか、基準を、消費者バージョンで、消費者目線での新しいまとめ方を早くつくる必要がある のではないか。 消費者を保護するという視点からいったら、真の原因究明までいかなくても、危ないものは 危ない、危なくないものにしてくれと、この目線で整理するようなものを是非考えてもらいたいと思う。
	・どういうものを公表するかについて、明らかに製品起因ではないと言えるものもあって、そういうものは公表対象から除外してもいい。
	・誤使用か製品起因かという分類だけにこだわらず、誤使用であっても続発するようであれば、対策が必要だということで、対策が必要か否かということをどこまで公表するかについての重要な基準の1つとして考える必要がある。
情報を受け取る側の課題	・情報や注意喚起の受取側の教育とか啓発とかをしていかないと、テレビでどれだけ報道してもなかなか情報を受け取れない消費者の方もいっぱいいる。そこを並行して考えていかないと、物すご〈パワーをかけている割には実効性に乏しい。
	·全国の小学校、中学校で消費者の安全に関する授業を、1コマでも2コマでも持てるようにすれば、大きなきっかけになる。興味を持てばほかのものも見るようになる。
その他	・本来、リコールすべき事故の事案で、事業者が倒産している場合はだれも消費者に呼びかける人がいない。普通以上に注意して〈ださいということを消費者庁として強調して公表するべきである。
	・消費者被害の未然防止とか拡大防止というのは、この公表だけで本当にいいのかどうか。全国ベースの情報がこの中に入っているのか。取られた措置の中でもダブリがあるのか、ないのか。どこが欠けていて、 どこが埋まっているのかもう少し論理的に、合理的に説明するような資料をつくっていただきたい。

問題項目	消費者安全専門調査会で出された意見等
製品安全のニューアプローチについて	あることを要求するだけで、安全対策などの具体的な規定は、JIS規格に任せることになる。
	・消費者庁・各省庁がやるべきことは、安全基準をすべての製品について示し、それを遵守させること。それが未然防止。 日本の規格は、すべての商品、サービスを網羅していない。例えばエレベータやクレーン、自転車には規格がない。事故を起こしたから捕まえるのではなくて、事故を起こさないような体制をつくってほしい。
	・製品安全4法のうち、製安法というのは一般法なので包括的に決めてある。それに対して残りの3法は特別法なので、ある意味この法律は法律でなくて規格であってもいい。 規格を漏れなくつくって、それを包括的な法律で、この規格は強制ですというふうにすれば良いと思う。
	・日本は安全をすべて法律でまかなおうとしている。しかし、規格でまかなえる部分がないと、どんどん開発されていく商品に追随できないこともあるので、単に経産省だけではなく、国土交通省、農水省、厚生省が管轄している商品についても、消費者の視点からニューアプローチを考える必要があり、本専門調査会でも考えてほしい。
	・ヨーロッパの場合はスタンダードをつくって、ヨーロッパ圏外からの安全性の劣るものを防がなければいけないという意思をはっきり持ってやっている。これから理想的な方法として、スタンダードづくりを経済産業省に強く言って、こういう失敗事例がいっぱいあるんだから、このスタンダードを2年以内につくれとかいう命令ができるようにしたら、うまく回っていくのではないか。
	・何の製品のどの事故に対して規格をつくるかについて、消費者庁はNITEのデータも包括した大きなデータを持っているから、これがおかしいと消費者庁が出してきたものをきっかけにして、規格をつくったらどうか。
	・情報の活用ということで、ニューアプローチから出てきた1つの問題点が、現在、消費者安全法の規定では情報を得た消費者庁がこの製品には規格がないから規格をつくるべきだということを、他省庁に対して言えるという権限はどこにも書いていない。 これは1つの検討課題。
	・消費者庁はデータを持っているのだから、その情報の活用の仕方として、他省庁に規格を作るべきであるという権限がないのは宝の持ち腐れである。その意味でこの専門調査会の検討対象となる。
	・すべての製品は安全でなければいけないというのは消安法でやっているので、ニューアプローチのうちの規制対象品目の包括化というのは、我が国では対応していると思う。 残るのは安全規格について抜けているところを消費者庁が、では何をするのかといった場合に今の16条、17条では足りない、あるいは使いにくいのであれば、別の条文があった方がいいかもしれない。
	·安全基本法については、産業振興に偏した安全政策から消費者目線に立った安全政策を確立してい〈上で、その所管に消費者庁は参加すべき。ニューアプローチの法制化についても消費者庁が関わるべき。
	・消費者庁のできた時のいきさつなどからすると、こういうニューアプローチの議論のところに消費者庁が積極的にコミットして、是非とも消費者庁が担うというような感じで行っていただきたい。

参考資料2

消費生活用製品安全法と消費者安全法に基づ〈重大事故報告(通知)と公表状況

(平成23年4月~平成23年5月末まで、火災による同一案件での公表分のみ抜き出し)

	事故発生日	製品名	事故·被害状 況等	消費生活用製品安全 法での報告受理日	発生日から の経過日数	消費者安全法で の通知受理日	発生日から の経過日数	通知日 の遅れ	消費生活用製品安 全法による公表日	発生日からの 経過日数	消費者安全法 による公表日		公表日 の遅れ	消安法 管理	製安法 管理
1	2011/2/23	電気こたつ	火災	2011/4/4	40	2011/3/29	34	-6	2011/4/8	44	2011/4/7	43	-1	G1110329-11	A201100007
2	2011/3/25	エアコン	火災	2011/3/30	5	2011/3/28	3	-2	2011/4/5	11	2011/4/7	13	2	G1110328-04	A201001134
3	2011/3/23	石油給湯機	火災	2011/3/31	8	2011/3/29	6	-2	2011/4/5	13	2011/4/7	15	2	G1110329-01	A201001139
4	2011/3/7	コーナータップ 電気ストーブ	火災 火災	2011/3/11	4 24	2011/3/30	23 100	19	2011/3/16	9	2011/4/7	31 107	22	G1110330-12	A201001073 A201000837
<u>5</u>		電気湯沸器	火災	2011/1/14 2011/4/7	27	2011/3/31 2011/4/1	21	76 -6	2011/1/18 2011/4/12	28 32	2011/4/7 2011/4/7	27	79	G1110331-06 G1110401-03	A2011000837 A201100016
7	2011/1/25	石油給湯機	火災	2011/1/28	3	2011/4/1	66	63	2011/2/1	7	2011/4/7	72		G1110401-05	A201000899
8	2010/2/24	石油ストーブ	火災	2010/3/8	12	2011/4/1	401	389	2010/3/12	16	2011/4/7	407		G1110401-14	A200901106
9	2011/4/3	ガス栓	火災	2011/4/14	11	2011/4/4	1	-10	2011/4/19	16	2011/4/14	11		D2110404-07	A201100034
10	2011/4/4 2010/11/19	ガス栓 空気清浄機	火災 火災	2011/4/14 2010/11/25	10 6	2011/4/5 2011/4/5	1 137	-9 131	2011/4/19 2010/11/30	15 11	2011/4/14 2011/4/14	10 146		D2110405-01 G1110405-08	A201100035 A201000713
12		屋外式ガス給湯 機付 ふろがま	火災	2011/4/7	8	2011/4/6	7	-1	2011/4/12	13	2011/4/14	15		G1110406-06	A2011000713
13	2011/3/18		火災	2011/3/28	10	2011/4/6	19	9	2011/4/1	14	2011/4/14	27	13	G1110406-08	A201001124
14		エアコン(室外機)	火災	2011/4/4	15	2011/4/8	19	4	2011/4/8	19	2011/4/14	25	6	G1110408-15	A201100011
15	2011/2/14	電気ストーブ	火災	2011/3/1	15	2011/4/8	53	38	2011/3/4	18	2011/4/14	59		G1110408-16	A201001017
16 17	2011/3/17 2011/1/13	電気洗濯乾燥機電話交換機	火災 火災	2011/3/28 2011/1/24	11 11	2011/4/8 2011/4/11	22 88	11 77	2011/4/1 2011/2/10	15 28	2011/4/14 2011/4/21	28 98	70	G1110408-17 G1110411 01	A201001125 A201000882
18		電気洗濯機	火災	2011/4/20	10	2011/4/11	1	-9	2011/4/22	12	2011/4/21	11		G1110411-06	A201100055
19	2011/2/16	石油ストーブ (密閉式)	火災	2011/3/3	15	2011/4/11	54	39	2011/3/8	20	2011/4/21	64	44	G1110411 08	A201001026
20		ホームシアター システム ライター	火災	2011/4/18	17	2011/4/11	10	-7	2011/4/22	21	2011/4/21	20	-	G1110411 09	A201100051
21	2011/4/9	(使い切り型)	火災	2011/4/25	16	2011/4/12	3	-13	2011/4/28	19	2011/4/21	12	-7	G1110412-10	A201100067
22	2011/4/2	ミニコンポ	火災	2011/4/14	12	2011/4/11	9	-3	2011/4/19	17	2011/4/21	19	2	G1110411-15	A201100031
23	2011/2/2	電気温風機 (セラミックファ ンヒーター) 電気温風機	火災	2011/2/10	8	2011/4/12	69	61	2011/2/15	13	2011/4/21	78	65	G1110412 01	A201000951
24		(セラミックファ ンヒーター)	火災	2011/4/14	11	2011/4/12	9	-2	2011/4/19	16	2011/4/21	18	2	G1110412-09	A201100032
25	2011/4/10		<u>火災、軽傷1名</u> 火災		11 11	2011/4/12 2011/4/13	<u>2</u> 41	-9	2011/4/26	16 13	2011/4/21	11 49		G1110412-12	A201100057
26 27		電気ストーブ電気洗濯乾燥機	火災	2011/3/14 2011/4/21	7	2011/4/15	1	30 -6	2011/3/16 2011/4/26	12	2011/4/21 2011/4/21	7		G1110413-08 G1110415-16	A201001086 A201100056
28		ガスボンベ	火災	2011/4/15	4	2011/4/15	4	0	2011/4/19	8	2011/4/21	10	-3	110415-002	A201100030
20		(ライター用)						_		•		_			
<u>29</u>	2011/4/6 2011/4/11	モデム(ADSL用) 空気清浄機	<u>火災</u> 火災、軽傷1名	2011/4/18 2011/4/19	12 8	2011/4/18 2011/4/18	12 7	-1	2011/4/22 2011/4/22	16 11	2011/4/28 2011/4/28	22 17	6	G1110418-04 G1110418-09	A201100044 A201100052
31	2011/1/20	ノートパソコン	火災	2011/1/27	7	2011/4/10	90	83	2011/4/22	12	2011/4/28	98	86	G1110410-03	A201000892
32	2011/4/6	電気冷蔵庫	火災	2011/4/25	19	2011/4/20	14	-5	2011/4/28	22	2011/4/28	22	0	G1110420-09	A201100066
33	2011/4/11	食器乾燥機	火災	2011/4/27	16	2011/4/18	7	-9	2011/5/10	29	2011/4/28	17	-12		A201100079
34	2011/4/18 2011/3/29	電気温風機石油給湯機	火災 火災	2011/4/28 2011/4/4	10 6	2011/4/25 2011/4/25	27	-3 21	2011/5/10 2011/4/8	22 10	2011/5/12 2011/5/12	24 44	24	G1110425-05 G1110425-06	A201100086 A201100005
36	2011/3/29		火災	2011/4/27	11	2011/4/25	9	-2		24	2011/5/12	26	2	G1110425-09	
37		屋外式ガス給湯	火災	2011/4/28	10	2011/4/26	8	-2	2011/5/10	22	2011/5/12	24		G1110426-14	
38		<u>機付ふろがま</u> エアコン			12	2011/4/28	1	-11	2011/5/13	16	2011/5/12	15		G1110428-02	A201100105
39		石油給湯機	火災	2011/3/4	3	2011/4/20	62	59	2011/3/13	7	2011/5/12	72		G1110502-12	
40		エアコン	火災	2011/4/28	26	2011/5/2	30	4	2011/5/10	38	2011/5/12	40	2	G1110502-15	
41	2011/4/14		火災	2011/4/20	6	2011/5/6	22	16	2011/4/22	8	2011/5/12	28		G1110506-01	A201100054
42	2011/1/23	加湿器油だき温水ボイラ	火災、軽傷1名 ル※	2011/5/12	109	2011/5/6	103	-6		114	2011/5/12	109		G1110506-02	A201100112
43		油にき温水がイラ 投げ込み式	火災	2011/2/3	13	2011/5/6	105	92	2011/2/8	18	2011/5/12	111		G1110506-04	A201000916
44	2011/3/18	湯沸器	火災	2011/4/22	35	2011/5/9	52	17	2011/4/26	39	2011/5/19	62		G1110509-10	A201100061
45		石油給湯機 テレビ(ブラウン管型)	火災	2011/4/28	7	2011/5/9	18	11	2011/5/10	19	2011/5/19	28		G1110509-13	A201100083
46 47		電気ストーブ	火災 火災	2010/10/6 2011/3/14	18 11	2011/5/9 2011/5/10	233 68	215 57	2010/10/8 2011/3/16	20 13	2011/5/19 2011/5/19	243 77		G1110509-20 G1110510-32	A201000573 A201001086
			/\.w												A201001000 A201100133
48	2011/5/11	開放式ガス瞬間湯沸器	火災	2011/5/20	9	2011/5/11	0	-9	2011/5/24	13	2011/5/19	8		D2110511-01	
49 50		石油ふろがま エアコン(室外機)	火災 火災	2011/5/19 2011/5/12	12 11	2011/5/11 2011/5/11	4 10	-8 -1	2011/5/24 2011/5/17	17 16	2011/5/19 2011/5/19	12 18		G1110511-03 G1110511-09	A201100127 A201100115
51	2011/4/9	石油給湯機付 ふろがま	火災	2011/4/18	9	2011/5/11	32	23	2011/4/22	13	2011/5/19	40	27	G1110511-14	A201100041
52		食器洗い乾燥機	火災	2011/5/20	8	2011/5/16	4	-4	2011/5/24	12	2011/5/26	14		G1110516-04	A201100135
53	2011/1/23	電気カーペット	火災 火災	2011/1/31	8	2011/5/16	113 1	105	2011/2/4	12	2011/5/26	123		G1110516-09	A201000903
54 55	2011/5/16 2011/3/1	空気清浄機 照明器具	火災 火災	2011/5/24 2011/3/11	8 10	2011/5/17 2011/5/19	79	-7 69	2011/5/27 2011/3/16	11 15	2011/5/26 2011/5/26	10 86		G1110517-02 G1110519-01	A201100139 A201001074
56			火災、軽傷2名	2011/5/9	22	2011/5/19	32	10	2011/5/13	26	2011/5/26	39		G1110519-01	A2011001074 A201100103
57	2011/4/28	携帯型 電気冷温庫	火災	2011/5/20	22	2011/5/19	21	-1	2011/5/24	26	2011/5/26	28		G1110519-06	A201100130
58	2011/5/4	ACアダプター (ガスパーナー用)	火災	2011/5/19	15	2011/5/20	16	1	2011/5/24	20	2011/5/26	22	2	G1110520-12	A201100124

 事故発生日からの
 事故発生日からの
 事故発生日からの
 事故発生日からの
 事故発生日からの
 事故発生日からの
 19.3

 平均通知日数
 41.2
 27.2
 事故発生日からの
 19.3

通知遅れ比率 48.3% 公表遅れ比率 72.4%

消安法の管理 の頭文字は通知元を表す(D:経済産業省、E:国土交通省、F:警察庁、G総務省消防庁、無印:地方公共団体)

「焼肉酒家えびす食中毒事件」に関する情報の流れと公表状況について (平成23年4月17日~5月20日まで)

参考資料3

				(平成23	3年4月17日 ~	~5月20日まで)				消費	 遺者委員会事務局調べ
日にち	食中毒発生状況	福井県 公表·注意喚起	富山県 公表·注意喚起	横浜市 公表·注意喚起		生労働省 公表·注意喚起	情報入手	消費者庁 公表·注意喚起	農林水産省 公表·注意喚起	各種報道	その他 公表・注意喚起
4/17(日)	福井渕店:食事(男児6才) 駅南店:食事(7名)	ムベ /工忌 火匹	ムな、圧忌喫歫	ムな /工忌喫炬	旧拟八士	ムな「江忠喫匹	旧拟八十	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	ムな、江忠喫起	Z-1X	A () 工忌
4/18(月)	横浜上白根店:食事										
4/19(火) 4/20(水)	(女性19才) 駅南店:発症(7名中?名)										
\ <u>-</u> /	福井渕店:発症·入院										
4/21(木)	(男児6才) 砺波店:食事(親子2名)										
4/22(金)	砺波店:食事(家族5名)										
4/23(土)	富山山室店:食事 (20代女性)										
.,20(1)	横浜上白根店: 発症 (女性19才)										
4/24(日)	砺波店:発症·入院 (親子2名)										
4/25(月)	横浜上白根店:入院 (女性19才)										
4 (00 (44))	砺波店:発症(家族5名)	福井健康福祉セン									
4/26(火)	(5.87)	ターへ医療機関から届出									
	福井渕店:死亡(男児6才)	食中毒発生公表	・砺波厚生センターへ医療機関から届出		富山県から					【福井新聞】	【フーズフォーラス】
4/27(水)	砺波店:入院 (家族5名中40代·70才代	(死亡前の情報・ 店名公表なし)	・(第1報)食中毒発生公表(店名公表あり)		・情報入手 - 福井県から		厚労省から 富山県の			富山県の営業	4/27より自主的に全 店でユッケの販売停
	女性各1名)	福井渕店に立入 検査実施	砺波店を4/27から3日間 営業停止命令		情報入手		情報入手			報道	上
			吕耒伊止叩文	厚生労働省及び金沢市か	_						
	横浜上白根店: HUS発症			らの連絡を受け、 上白根店・若草台店に立			・ 厚労省から	【消費者安全法の重大製品事故等に係る公表】		【北日本新聞】	
4/28(木)	(女性19才) 駅南店: HUS発症·入院		生肉料理を避けるよう県 民へ啓発	入検査実施 (この時点では横浜での発			海井県の 情報入手	食中毒公表9件 焼肉酒家えびす食中毒公		富山県の営業	
	(7名中?名)			(この時点では横浜での発生報告はなり、上記は5月 3日公表)			I用 FIX 八十	表なし			
			男児6才死亡発表	3日公衣)							
	砺波店:死亡		・生肉用肉の提供状況等 の緊急点検実施				厚労省から				【フーズフォーラス】
4/29(金)	(親子2名中男児6才) 砺波店: HUS発症		(東京都へ食肉加工セン		富山県から 情報入手		富山県の 情報入手				記者会見:社長謝罪 4/29より全店で営業
	(家族5名中40代女性1名)		ターの立入調査依頼)・県内医療機関へ0111				(23:30)				自粛
	砺波店:昏睡		等の診断·治療周知 							【全国主要紙】	
	(家族5名中40代女性1名)		駅南店での発生公表		宗山 目 から		厚労省から			富山県の公表、 協波店で男児1	
4/30(土)	砺波店: HUS発症 (家族5名中70代女性1名) 駅南店:O111抗体陽性確		駅南店を30日から3日間 の営業停止命令		富山県から 情報入手		富山県の 情報入手			名死亡、フーズ	
	認(7名中2名)									フォーラス記者 会見内容を報道	
										【読売新聞】 富山に続き、福	
			・駅南店・砺波店への							井でも死亡事例、ユッケの肉	
5/1(日)	富山山室店: HUS発症 (20才代女性1名)		立入検査状況公表 ·富山山室店HUS発症		富山県から 情報入手		厚労省から 富山県の			が生食用でないことを報道	
	(2071(文任1日)		を厚労省に通知		用权人士		情報入手			【産経新聞】 高岡市内の系	
										両両市内の系 列店での食中毒 発生を報道	
								【消費者担当大臣会見】		光土で刊起	
								・消費者安全法に基づき厚 労省からの情報入手済			
								み。 ·関係省庁·自治体との連		【全国主要紙】	
								携強化 ・消費者向けメッセージを		「王岡工安献」 一斉に前日の読 売の報道をフォ	
		·富山と遺伝子型	富山山室店での疑い	 ・横浜市保健所へ医療機	行共用から			発信予定	日本フードサービス協会、会団協会	□ −	
		が一致・納入業者が同一であると公	事例公表 (女性20代1名)	関から届出(4件6名)	福井県から情報入手		厚労省から 福井県・	·注意喚起ニュースリリー ス発信	ス協会・全国焼肉協会・食肉加工協	名死亡(計2名)	/
5/2(月)		表(店名公表あり)	患者の状況公表 医療機関受信案内	·市内での食中毒の発生 を受け、上白根店·若草台	富山県から 情報		富山県の情報を入	「集団食中毒の発生を受け た食中毒予防に関しての	会他業界団体へ注意喚起	【読売新聞他】	【フーズフォーラス】 記者会見
		5/2から5日間 営業停止命令	富山県警が	店に再度立入検査実施 (上記は5月3日公表)	入手		手	お願い」	「生肉の取扱いについて」	流通量は少な	
		DXII THE	捜査本部設置					·厚生労働大臣あてに長官 名で「消費者安全法14条1		く、加熱用をユッケに使用するの	
								項に基づく資料提供協力 依頼」(飲食店において加		は業界の習慣と のWEB報道	
								熱用肉が生食用として提供されることがあるかどう			
								かの事実関係・厚労省対 応の資料提供依頼)			
				·調査状況(第1報)				アウマン ディイコル (六下以本兄)			
				·食中毒発生の公表 (店名公表あり:上白根							
				店·藤沢湘南台店) 4月28日·5月2日:上白根		\	厚労省から			【朝日新聞】 横浜でも20代女	
5/3(火)		福井県警が	富山県警がフーズフォー ラス社長を任意で事情聴	店・若草台店に立入検査	横浜市から 情報入手	ĺ	厚か自から 富山県 横浜市の			性が重症入院、	
		搜查本部設置	取	│ ・金沢市(本社所在地)・東	旧報八于		横浜巾の 情報入手			横浜2店に立入 検査実施の報	
				京都(仕入先所在地)と連携して調査中						道	
				・注意喚起・啓発チラシ紹介							
			40-10-10-10			HP公表				【読売新聞】	【政府広報室】
		富山県警·福井県	·40才代女性 死亡公表			緊急情報「腸管出血性大胆菌食血素				国内で生食用肉 が出荷されてい	HPにて注意喚起 「お肉の生食・加熱不
5/4(水)	砺波店: <mark>死亡</mark> (家族5名中女性43才)	當山宗書·福开宗 警合同捜査本部 設置(報道情報)	富山県警:福井県警合同	医療機関から0111発生 届出	富山県から 情報入手	回性人勝国良中母 の予防について」 Q&A・生食用食肉					足による食中毒」
		以且(批准消粉)	捜査本部設置 (報道情報)			の衛生基準・食中				【全国主要紙】 神奈川でも6人	省庁リンク: 厚労省・農水省・
						毒情報資料掲載 「生食田食肉を取			「生合田合内+四	症状	食品安全委員会
			.70 -1 / L- / - L- L- L- L- L- L- L-	富山・福井と血清型が同じ 0111に感染が判明と公	宁 山胆。	「生食用食肉を取り扱う施設に対する緊急を担の実施	厚労省から		「生食用食肉を取り扱う施設に対する緊急を担の宝		
5/5(木)	砺波店: 死亡 (家族5名中女性70才)		·70才代女性 死亡公表	表 (第2報)	ᆄᄞᄾᆍ	る緊急監視の実施について」都道府	富山県・ 横浜市の		る緊急監視の実施について」都道	【朝日新聞夕】	
	,			神奈川県警が捜査本部設 置(報道情報)	情報入手	県·保健所設置市 に実施·結果報告	情報入手		府県・保健所設置 市に実施・結果報 生体類	知丰类老「十知	
	 文字の色について オレ	_ ,ンジ色字∶福井県 <i>σ</i>	 情報(福井渕庄) 紫字:	1 (歌色間報) 	 振波広 書字	依頼 2・駅南広) 緑色・横	 近市の情報		告依頼		

日にち	食中毒発生状況	福井県	富山県	横浜市		生労働省	1++-	消費者庁	農林水産省	各種報道	その他
II.C 3	∴ 1-470±-W//b	公表·注意喚起	公表·注意喚起	公表·注意喚起	情報入手	公表·注意喚起	情報入手	公表·注意喚起 【消費者担当大臣会見】	公表・注意喚起	公表 【全国主要紙】	公表·注意喚起
		・福井渕店を無期限の営業禁止処分	・富山山室店での 発生公表 (店名公表あり)	· 细木业汀 / 竺 c + n \				・4名の死亡を確認 ・患者の発生状況は厚労 省から消安法に基づき報 告を受けている。 ・4月27日から一部店舗の 営業停止と報告を受けている。		都道府県への 厚労省通知、緊 急調査を報道 富山70才女性 死亡(死者4人	【食品安全委員会】 HPにて注意喚起 「腸管出血性大腸菌 による食中毒に関す る情報」 0111・0157食中毒説 明資料、防止につい
5/6(金)		・HPにて0157等 の感染・食中毒予 防について注意喚 起	·富山山室店 5/6から3日間 営業停止命令	・調査状況(第3報) 患者検便から0111が検 出されず、遺伝子検査で きないことを公表	富山県・ 横浜市から			・5月2日付で消費者向け メッセージを発出。厚労省 へ情報提供依頼済。	HPにて注意喚起 「お肉はしっかり 火を通してから食	に) 厚労省方針 牛肉基準に罰則	ての資料掲載 厚労省HP・農水省HP へのリンク有
,		(チラシ等掲載) 午後、フーズ	·砺波店·駅南店を 営業禁止処分	·5/6~市内4000施設へ立 入検査開始公表	情報入手			・厚労省は生肉の衛生基準に罰則を設けることを含め検討に入った。 ・消費者庁としては、安全	べましょう」他、情報リンク掲載	官房長官·消費 者担当大臣会	(消費者庁HPへのリンクなし) 厚労省・農水省の公表に合わせて更新
		七技系	午後、フーズフォーラス 本社、食肉卸業者に家 宅捜索(報道情報)					規制の検討結果が出るまで生肉の飲食を控えてほしい。		見コメント: 「強化が必要」「現段階の行政指	(東京都福祉保健局) 「生食用食肉を取り
		(報道情報)						・今後の推移次第で厚労省 に対し、内閣府設置法第7 条第7項に基づき意見を述		導は不十分」 ユッケ自粛相次	扱う施設に対する緊急監視の実施について、
								べることを考えたい。		(全国主要紙) 本社など一斉家	-
5/7(土)			・患者の状況公表 (各店別の喫食日、発症 者数、入院・重症・死亡				厚労省から 富山県・ 横浜市の			宅捜索 各社説に規制・ 指導強化の主	
			者数)				情報入手			語等強化の主張 張 石川でも従業員	
										<u>にO111検出</u> 【全国主要紙】 えびすでのユッ	
5/8(日)			・患者の状況公表							ケ用肉加工方法 和牛ユッケに交	
						報道回け公表 飲食チェーン店での			日本フードサービ	雑種	
						腸管出血性大腸菌食中毒の発生について」(第1報)			ス協会・全国焼肉 協会・食肉加工協 会他業界団体へ	【全国主要紙】	
5/9(月)			・患者の状況公表			・富山・福井・横浜・ 藤沢での食中毒発 生・患者数につい て			「生食用食肉の取 扱いについて」	食肉卸業者との ユッケ用肉のや り取りについて	
						· 各店の処分状況 公表 · 厚生労働省の対			「生食用食肉等の 販売について」		
				・調査状況(第4報)		応について			·HP公表 生食用食肉の取		
				患者検便検査状況公表・立入検査について生肉		· 上記と同じ (第2報)			起について5/2・ 5/9に団体向けに	【読売新聞】 死亡4人の菌型 一致	【東京都福祉保健局】 HPにて注意喚起 「ご注意ください! 食
5/10(火)			・患者の状況公表	提供の可能性の高い250 施設を優先して5月中に立 入検査する	富山県・ 横浜市から 情報入手	·都道府県知事·業 界団体あてに「生 食用食肉を取り扱	畠山宗・ 横浜市の		表	厚労省が生食 用明示の要請	肉の生食による食中毒について」
				・横浜市HPに緊急情報 (注意喚起)「生肉を食べ		う飲食店における情報提供について」通知	情報入手		・都道府県知事・ 業界団体あてに 「生食用食肉を取	直し、消費者庁	省庁リンク: 厚労省 食中毒予防 について
				ないで!」掲載					り扱う飲食店にお ける情報提供に ついて」通知	七力釘	
			忠孝の壮辺 が幸		富山県から	「飲食チェーン店で の腸管出血性大腸 菌食中毒の発生に	厚労省から		・HP公表 「生食用食肉を取り扱う飲食店にお	【全国主要紙】	
5/11(水)			・患者の状況公表		情報入手	ついて」(第3報) 内容は最新の患者 数+各店の処分状	富山県の		ける情報提供に ついて」5/10に都 道府県知事・業界 団体あてに通知	食肉卸業者へ	
						況他		【消費者安全法の重大製	した旨を公表		
								品事故等に係る公表 富山・福井焼肉酒家えびす 食中毒公表(店名公表有			
5/12(木)			・患者の状況公表		富山県から 情報入手	· 上記と同じ (第4報)	富山県の	·富山砺波店:死亡3名、重症17名、軽症34名 ·富山駅南店:重症4名、軽			
								症34名 ·福井渕店:死亡1名、重症 1名、軽症2名			
						・上記と同じ		·富山山室店:重症1名、軽症20名			
5/13(金) 5/14(土)			・患者の状況公表・患者の状況公表		富山県から 情報入手	(第5報)					
5/15(日)			・患者の状況公表		間報八子 富山県から 情報入手						
			・患者の状況公表	・調査状況(第5報) 上白根店患者のO157の			厚労省から				
5/16(月)			・横浜市の事例と0157遺 伝子が一致した旨を公表	DNAが富山県のDNAパ ターンと一致公表	富山県・ 横浜市から 情報入手	・工能と同じ	厚労自から 富山県・ 横浜市の 情報入手				
			AUCHEAN	・上白根店を営業禁止処 分			TONATE			【東京新聞】	
5/17(火)			・患者の状況公表			・上記と同じ (第7報)				ロスタック コッケ用調理器 具を使い回しし ていた	
			・患者の状況公表 ・児童生徒向けに生肉の		富山県から	・上記と同じ	厚労省から				【東京都福祉保健局】 HP公表 「生食用食肉を取り
5/18(水)			食中毒予防リーフレット作成・配布を公表		情報入手	(第8報)	富山県の 情報入手				・主食用食肉を取り 扱う施設に対する緊 急監視(実施件数の 速報)について」
5/19(木)			・患者の状況公表		富山県から 情報入手	·上記と同じ (第9報)	厚労省から 富山県の	【消費者安全法の重大製 品事故等に係る公表】 焼肉酒家えびす食中毒公		【産経新聞他】 都内焼肉店 15%がまだ生肉	
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		は我八子	· 上記と同じ	情報入手	焼肉酒家えびり良甲毒公 表なし		提供 【毎日新聞他】	
5/20(金)	文字の色について、オレ	 ンジ色字:福井県の	·患者の状況公表 情報(福井渕店)、紫字・ī	 写字:富山県の情報(紫字:7		(第10報)	浜市の情報	(横浜上白根店、若草店)		埼玉県が生肉 業者届け出制に	

消費者庁からの主な注意喚起情報のまとめ (平成22年3月~平成23年3月末)

消費者委員会事務局まとめ

									1		消費者委員会事務局まとめ
	W 60	消安法に基づく消費者事故等									
	件名 (※消費者庁としては、注意喚起としていない事案、身体・生命に関する	の通知及び製安法に基づく重大 製品事故の報告を踏まえ、消費 その他	事故情報分析	事故情報対応							
	ものでない財産事案についてもHPにて注意喚起とみられる事案につい	者被害の防止の観点からの注 情報提供の	タスクフォース	チーム		消費者庁HP			消費者庁から関係機関等への		
注意喚起日	て一部含んでいる。)	意喚起 注意喚起	にて検討	にて検討	HP掲載元	掲載場所	注意喚起先	法的根拠	対応等の要請通知先	事業者名	内容・状況
平成22年3月17日	未公開株・社債の勧誘に関する注意喚起について				政策調整課	ご注意ください・ 政策調整課	消費者		関係団体、各都道府県·政令指定都 市消費者行政担当課		平成20年度3, 183件、平成21年2月までで5, 102件と増加している
	子どもの誤飲防止に関する対応一子ども用金属製アクセサリーの誤飲					ご注意ください・					
平成22年3月25日	による健康被害の防止に向けて				政策調整課	政策調整課	消費者		事業者団体に要請		国センによる調査結果を踏まえ
平成22年4月14日	日本に輸入される食用油等及び飼料用油脂等の衛生管理の徹底について				政策調整課	政策調整課	-		事業者団体に要請		
	「風呂に入れるだけでラドン・ラジウム温泉になるとうたった商品」に係る										
平成22年4月21日	独立行政法人国民生活センターからの要望への対応について				政策調整課	政策調整課	-		厚生労働省へ要請		
平成22年4月27日	遊具に起因する重大事故等の情報提供並びに遊具の安全確保対策に ついて				消費者安全課	消費者安全課	_		各都道府県·政令指定都市消費者行 政担当課		
						ご注意ください・					平成17年までに一酸化中毒が28件。点検・回収
平成22年5月11日	パロマ工業株式会社製湯沸器に関する注意喚起について				消費者安全課	消費者安全課	消費者		-	事業者名公表	の実施中。
	夏の事故やトラブルに注意				消費者情報課	ご注意ください	消費者		-		花火、スプレー缶製品、バーベキュー等に使用する着火剤、ライター、自動車の車内
	国勢調査を装った「かたり調査」に注意				消費者情報課	ご注意ください	消費者		-		
平成22年5月10日	口蹄疫に関する情報について	0			政策調整課	政策調整課	消費者		_		
	こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止策の周知徹底につい										平成21年1月8日に関係団体に対して協力要請 通知後の国センによる実態調査の結果について
平成22年5月19日	τ				消費者安全課	ご注意ください	-		関係団体		通知後の国センによる実態調査の結果について
平成22年5月21日	ライターの火遊びによる火災に関する注意喚起について	0			消費者安全課	消費者安全課	消費者		-		
										製安法に基づく	平成21年9月1日~平成22年6月8日までの製 安法に基づく重大事故報告35件。
							消費者、市町村に			報告で製品起因	平成21年9月1日~平成22年5月31日までの間
平成22年6月11日	自転車の使用等に関する注意喚起について	0			消費者安全課	ご注意ください	対する周知のお願い。		各都道府県・政令指定都市消費者行 政担当課並びに国セン及び消セン	は事業者名公 表	に全国の消センに対して149件の危害・危険に関する相談。
1 3222 - 073111	日本土の民川寺に因うの江心失起について				万良日又主际	C/1/8 (/200)	V · 8		以近当林並びに置こり及び方こと	30	7 OTERX
									各都道府県·政令指定都市消費者行		
平成22年6月22日	日焼けマシンの使用に伴う危害の防止について	0			政策調整課	政策調整課	消費者		政担当課		
							消費者、市町村に				平成22年2~6月の間に重症2件を含む5件の負
₩#00#0 B05 D	白むまん旧産業の仕里に関する注意機和について	0			※弗本中人師	一 注音 / ポナ゚ 、	対する周知のお願		各都道府県・政令指定都市消費者行	古世本タハま	傷事故。平成21年3月と平成22年2月には足乗
平成22年6月25日	自転車幼児座席の使用に関する注意喚起について	0			消費者安全課	ご注意ください	<i>۱</i> ۱۰。		政担当課並びに国セン及び消セン	事業者名公表	せが折れた事故が3件発生。 3月末のライター火遊びによる火災に関する調査
											を踏まえ、注意喚起を行ったが、その後も事故が
											続いており、更なる強化の必要性から4/15消費者 安全総括官会議において、注意喚起の徹底と新
平成22年6月30日	「ライターの火遊びによる火災防止の注意喚起リーフレット」について		0		消費者安全課	ご注意ください	-		関係機関		たな規制の検討等への取り組みを確認した
											「保証人紹介ビジネス」の悪用、クレジットカードの
											ショッピング枠の現金化、ドロップシッピング、情報 商材、携帯電話契約の名義貸し、換金性の乏しい
											外国通貨の取引に要注意、「金貨の"即"現金化」
	儲け話に注意				消費者情報課	ご注意ください	消費者				の取引に要注意、悪質な「有料メール交換サイト」 に要注意
	間()間に江思				// JUNE 11 THE INTERNATION IN THE INTERNATION INTERNATION IN THE INTE	こ注意へたさい	// 月日				に安江志
平成22年7月8日	子どもの誤飲事故防止に関する情報提供(注意喚起)	0			政策調整課	政策調整課	消費者		-		
平成22年7月15日	留学等あっせんサービスをめぐるトラブルと消費者へのアドバイス	0			政策調整課	政策調整課	消費者		_		
									関係機関(各都道府県・政令指定都		
平成22年7月26日	こんにゃく入りゼリー等による窒息事故の再発防止に係る周知徹底及 び改善要請について				消費者安全課	消費者安全課	_		市消費者行政担当課、厚生労働省、 文部科学省)、関係団体に要請		
. / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	See the second s				, X X X				A SOUTH AND		
平成22年7月30日	地上デジタル放送に関する悪質商法に遭わないためのアドバイス	0			政策調整課	政策調整課	消費者		-		
T #00 F 7 F	子内医療 ローバラに関土 7米地名 ローデック 味 オロー・・・				TL AN SER THE SER	TL 64: 500 34: 500			医上光压小二亚矿		
平成22年7月30日	美容医療サービスに関する消費者トラブルの防止について				政策調整課	政策調整課	-		厚生労働省に要請		
											8月3日消安法14条1項に基づき、輸入・販売事
											業者であるアップルジャパン社に関連資料の提供 を要求、8月10日同社より資料提供あり。8月6日
											経産省からの消費者への積極的な情報提供など
	アップルジャパンサに対する姿料の提供の协力体額及び注音幅ねにつ							消安法14条1項			の指示に対する同社の対応を引き続き注視してい くこととし、8月31日までに同社に対して対応に関
平成22年8月11日	アップルジャパン社に対する資料の提供の協力依頼及び注意喚起について	0			消費者情報課	消費者情報課	消費者	ri 女法 14余 1 歩	! アップルジャパン社に対する資料請求	事業者名公表	する情報に係る資料提出を依頼したもの。
	■ Zaバコに阻する薬車はの適用のキュキについての原止当年か。 の										
平成22年8月18日	電子タバコに関する薬事法の適用の考え方についての厚生労働省への 資料の提出の協力依頼について				政策調整課	政策調整課	-		厚生労働省に要請		

注意喚起日	件名 (※消費者庁としては、注意喚起としていない事業、身体・生命に関するものでない財産事業についてもHPにて注意喚起とみられる事業について一部含んでいる。)	消安法に基づく消費者事故等 の通知及び製安法に基づく重大 製品事故の報告を踏まえ、消費 者被害の防止の観点からの注 意喚起	その他 情報提供の 注意喚起	事故情報分析 タスクフォース にて検討	事故情報対応 チーム にて検討	HP掲載元	消費者庁HP 掲載場所	注意喚起先	法的根拠	消費者庁から関係機関等への 対応等の要請通知先	事業者名	内容·状況
平成22年9月2日	アップルジャパン社から提供のあった資料及び今後の対応について					消費者情報課	消費者情報課		消安法14条1項 に基づく資料請求			8月31日までに同社に対して対応に関する情報 に係る資料提出を依頼したものについて、8月31 日にアップルジャバン社より資料の提出があった。
平成22年9月8日	電動車いす(ハンドル形)の使用に関する注意喚起について	0				消費者安全課	ご注意ください	消費者、市町村に対する周知のお願い。		各都道府県・政令指定都市消費者行 政担当課並びに国セン及び消セン		平成19年5月以降では35件、平成21年9月~ 平成22年8月まで8件の製安法に基づ4重半3 放報告があった。(火災事故3件除心、被害者の うち、年齢70才以上の方は27名(77%)。35件 中、製品起因が22件、原因不明2件、原因調査 中11件。
	「折りたたみ自転車(小径車)」の事故の再発防止に関する経済産業省への資料の提出の協力依頼について	0			O 9月17日公表	消費者情報課		-	設置法第5条に基 づき			5月8日事故発生、6月16日概要公表、8月18日 事故発生、9月8日概要公表
平成22年10月1日	介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る注	0				消費者安全課		消費者、市町村に 対する周知のお願 い。		各都道府県・政令指定都市消費者行 政担当課並びに国セン及び消セン	事業者名公表	製安法に基づく重大事故報告が平成19年5月以降7件(死亡2件、重傷5件)。公表会社以外では、
	未公開株など新たな手口による詐欺的商法にご注意					政策調整課	ご注意ください	消費者		-		
平成22年10月7日	ベビーカーの脱輪などによる事故の防止について		0	0	O 10月7日公表	政策調整課	政策調整課	消費者		事業者団体への協力要請	平成22年2月5 日マクラーレン の安全カバー配 布呼びかけ含む	指挟事故 過去10年間で45件の報告を受けている
平成22年10月8日	医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に 係る関係施設への注意喚起及び関係事業者・団体への働き掛けについ て				〇 10月8日公表	政策調整課	政策調整課	施設管理者、関係団体への働き掛け		厚生労働省、経済産業省、	事業者名公表	パラマウンドベッド社で、平成19年5月からこれまで7件、死亡2件、重傷5件)。同社以外の製品で、これまで計37件(死亡15件、重傷22件)。
平成22年10月13日	アップルジャパン社に対する協力依頼及び消費者への注意喚起につい て	0			O 10月13日公 表	消費者情報課	消費者情報課	消費者		アップルジャパン社	事業者名公表	
	乳児用の寝返り防止用枕の使用に当たっての注意		0		O 10月14日公 表	政策調整課	政策調整課	消費者		-		米国消費者製品安全委員会(CPSC)及び米国食品医薬品局(FDA)は使用を控えるよう消費者に対して注意喚起した。1ヶ月~4ヶ月の乳児が窒息死した事例が過去13年間で12件報告あり。
平成22年10月21日	いわゆる「カラオケ著作権」の譲渡に関する相談の急増に対する注意喚		0			政策調整課・国セン	政策調整課					
	エアゾール式簡易消化具の破裂事故について	0	U		〇 10月22日公 表	政策調整課	政策調整課	消費者		ヤマトブロッテック社の取り組みに対して、流通、地方公共団体、消費者団体 等に周知協力要請		184、000本のうち約120、000が未回収。平成 21年9月から10月20日までの間、関係行政機 関より80件、地方公共団体より9件の消安法に基 づく消費者事故情報等の通知があった。平成22 年9月、10月の2ケ月だけで18件。
平成22年10月28日	エポック社製「アクアビーズアート」シリーズの玩具による事故の防止に		0		〇 10月28日公 表	政策調整課	政策調整課	消費者		エポック社	事業者名公表	
	ワールド・リソースコミュニケーション株式会社の発行する社債を巡る消								消安法第22条1 項に基づく報告要求。消安法第15 条1項に基づく消 費者への注意喚			
	費者事故等に係る情報提供及び注意喚起 「アレルギー患者が食べられる」と称する卵の販売サイトに関する注意					政策調整課	ご注意ください	消費者	起	-	事業者名公表	
平成22年10月29日 平成22年11月24日	突起について 冬の事故やトラブルに注意	0	0		O 11月24日公 表	食品表示課	食品表示課ご注意ください	消費者		-		電気ストーブ、電気温風機、電気カーペット、電気 毛布、電気あんか、湯たんぽ、布団乾燥機など、
亚成22年11日24日	除雪機の取扱いに注意	0				消费去情報理	ご注意ください	消費者		_		除雪機の取り扱いに注意。平成19年の重大事故 報告制度の実施より、12件の死亡または重症事 故が発生。平成22年2月13日には除雪機に巻き 込まれ死亡事故。
		Ŭ										ES-10/DE PIKS
	「ストップ!クレジットカード現金化」キャンペーンの実施について エレベーター事故に関する国土交通省及びシンドラーエレベータ社に対 する資料の提供の協力依頼について		0			政策調整課 消費者情報課	政策調整課消費者情報課	消費者	消安法14条1項 に基づく資料請求	- 国土交通省、シンドラーエレベータ社	事業者名公表	平成22年11月11日発生した事故に対して
平成22年12日1日	本棚等の転倒防止策について		0				消費者安全課	消費者		各都道府県·政令指定都市消費者行 政担当課、業界団体		
平成22年12月1日	エレベータ事故に関する千葉県柏市に対する資料の提供の協力依頼に		Ŭ			消費者情報課		// A // -	消安法14条1項 に基づく資料請求		事業者名公表	平成22年11月11日発生した事故に対して
平成22年12月3日	ローラースケートの車輪のボルトの緩みなどによる事故の防止について		0			政策調整課	政策調整課	消費者		_		
	クッション状の遊具の事故に関する滋賀県高島市に対する資料の提供 の協力依頼について		-			消費者情報課		-	消安法14条1項 に基づく資料請求	滋賀県高島市		平成22年11月23日、20人転落、3人が頭を打つ。
平成22年12月16日	「パワーウインドによる挟み込み事故に関する検討会」とりまとめについ て					政策調整課	ご注意ください・ 政策調整課	消費者		検討会の構成員である経済産業省、 国土交通省、一般社団法人自動車工 業会、社団法人日本自動車連盟		

注意喚起日	件名 (※消費者庁としては、注意喚起としていない事案、身体・生命に関するものでない財産事案についてもHPにて注意喚起とみられる事案について一部合んでいる。)	消安法に基づく消費者事故等 の通知及び製安法に基づく重大 製品事故の報告を踏まえ、消費 者被害の防止の観点からの注 意喚起	その他 情報提供の 注意喚起	事故情報分析 タスクフォース にて検討	事故情報対応 チーム にて検討	HP掲載元	消費者庁HP 掲載場所	注意喚起先	法的根拠	消費者庁から関係機関等への 対応等の要請通知先	事業者名	内容·状況
72.01 75.02		100 200	72.00 200	45411	4 5/11/		7-	TENE MEDI	A PARAGE	厚生労働省、国土交通省、経済産業 省、各都道府県·政令指定都市消費	7.715.111	11月24日生後4ヶ月の女児が安全ベルトをしていたにも関わらず、転落した。過去5年で17件(い
平成22年12月21日	おむつ交換台からの転落による事故の防止について	0				政策調整課	政策調整課	消費者		者行政担当課		ずれも非重大事故)
平成22年12月27日	電子タバコに関して厚生労働大臣から提供のあった資料及びその対応 について		0			政策調整課	政策調整課	消費者		厚生労働省、事業者団体		
平成22年12月28日	こんにゃく入りゼリーによる窒息事故リスクの低減に係る周知徹底及び 改善要請について					消費者安全課	消費者安全課	-		事業者団体への協力要請		
平成22年12月28日	入浴施設の排(環)水口による事故への対応の要請について					政策調整課	政策調整課	入浴施設の業界団 体等		厚生労働省		
平成23年1月17日	飲食物に似ている商品の誤飲・誤食に注意	0			0	消費者情報課	ご注意ください・ 消費者情報課	消費者		-		液体のペットボトル入り入浴剤
平成23年1月21日	国民生活センターや消費者庁を名乗る電話等について		0			消費者情報課	消費者情報課	消費者		-		
平成23年1月22日	鳥インフルエンザに関する情報について		0			政策調整課	政策調整課	消費者		_		
	自転車幼児座席リコール実施の周知に関する協力要請					消費者安全課	ご注意ください	消費者、市町村に対する周知のお願い。		各都道府県・政令指定都市消費者行 政担当課並びに国セン及び消セン	事業者名公表	幼児の足が車輪に巻き込まれる重傷を負う事故3 7件。平成22年9月よりリコール実施。リコール後 も重傷4件を含む10件の負傷事故。回収率14. 5%。
	エア游具の事故防止に関する地方公共団体及び関係事業者に対する							市町村に対する周		各都道府県知事·各政令指定都市市		平成22年11月23日に発生した事故を契機とし
平成23年1月31日	要請について			0		消費者情報課	消費者情報課	知のお願い。		長、各エア遊具事業関係者		た事故防止の取り組み
平成23年2月4日	医療・介護ペッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に 係る施設管理者への注意喚起の徹底について					政策調整課	政策調整課	施設管理者へ都道 府県を通じて周知 徹底依頼		厚生労働省に要請	事業者名公表	
平成23年2月9日	除雪機の取り扱いに注意		0		〇 2月9日公表	消費者情報課	ご注意ください・ 消費者情報課	消費者		_		平成22年11月より医療機関ネットワーク事業の 参画医療機関から事故情報が2件。
1 1020-27101	IN THE				27731144	// STIHHW	// A C I I H K I K	// 英音				平成22年12月16日、「パワーウインドウによる 挟み込み事故に関する検討会まとめ」のプレスリ
平成23年2月17日	パワーウインドによる指等挟込み事故	0				政策調整課	政策調整課	消費者		-		「快み込み争成に関する検討会まとの」のプレスリリースによる注意喚起、平成23年2月17日に再度、注意喚起。
平成23年2月21日	テレビ台(強化ガラス製)のガラスが割れる事故について		0		〇 2月21日公表	消費者安全課	ご注意ください・ 消費者安全課	消費者		-	事業者名公表	
平成23年2月22日	クーポン共同購入ウェブサイトにおける表示の適正化について					表示対策課	表示対策課	-		事業者に要請	事業者名公表	
平成23年2月23日	消費者庁を騙る悪質な勧誘にご注意ください		0			消費者情報課	ご注意ください	消費者		-		
平成23年2月24日	ベビーカーを安全に使用するための日常点検の呼び掛けについて		0			政策調整課	政策調整課	消費者		-		
平成23年2月24日	乳児用おしゃぶり玩具製品「SASSY リフレッシュ・リングス」についてのお知らせ		0			政策調整課	政策調整課	消費者		_		
平成23年2月28日	インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について					食品表示課	食品表示課	-		ショッピングモール運営事業者		
平成23年3月4日	乗用車用フロアマットの取扱い等に関する注意喚起について		0			消費者安全課	ご注意ください	消費者		_	事業者名公表	アメリカでのセーフティ・キャンペーンの対象を拡 大
平成23年3月11日	自転車用幼児座席の足乗せ部の破損・脱落について		0		〇 3月11日公表	消費者安全課	ご注意ください・ 消費者安全課	消費者		-	一部事業者名 公表	リコール実施中の注意喚起
	商品券(ブリベードカード)の払い戻しについて					金融庁	ご注意ください	消費者		-		
平成23年3月18日	消費者庁職員を名乗った勧誘について		0			消費者情報課	消費者情報課	消費者		-		
平成23年3月18日	震災に関する義捐金詐欺にご注意ください		0				震災	消費者		-		
平成23年3月18日	携帯電話等によるインターネット利用に関連するトラブルについて		0			消費者情報課	消費者情報課	消費者		-		
平成23年3月31日	住宅の修理工事等の勧誘を受けた時は工事の内容や契約条件をよく 確認しましょう		0				震災	消費者		-		
平成23年3月31日	マクラーレン社製ベビーカーの挟み込み事故の防止について		0			政策調整課	政策調整課	消費者		_	事業者名公表	安全対策カバーの無料配布実施の再案内
	消費者の皆様へ~東日本大震災に伴う容器入り飲料水(ミネラル		Ť				食品表示課、震				7.2044	マルカル・マルロは 中大地グロネロ
平成23年3月31日	ウォーター) 被災者支援などを名目とした「温泉付き有料老人ホームの利用権」の買		0			食品表示課	災	消費者		-		
平成23年4月28日	取り等の勧誘に御注意ください					政策調整課	政策調整課	消費者		-	1	

ものでない財産事案についてもHPにて注意喚起とみられる事案につい 者被害の防止の観点からの注 情	事故情報分析 タスクフォース にて検討	事故情報対応 チーム にて検討	HP掲載元	消費者庁HP 掲載場所	注意喚起先	法的根拠	消費者庁から関係機関等への 対応等の要請通知先	事業者名	内容·状況
平成23年5月26日 扇風機の発煙・発火などにご注意ください		O 5月26日公表	消費者安全課	ご注意ください	消費者		-		事故情報データバンクに平成22年6月以降1年 間に事故情報・相談情報が65年登録されている。 現場の発熱・旁火、別終等に関する事故情報や 相談情報(51年)のうち、当該覇風機の使用期間 が明らかになっているの40年)の中では、使用 期間9年以上と長年使用していた製品が28年
平成23年6月7日 小麦加水分解物含有石鹸「茶のしずく石鹸」について		〇 6月7日公表	消費者安全課	ご注意ください・ 消費者安全課	消費者		-		国センや消センより平成22年に3件、平成23年 に29件。平成12年7日以前に販売されたもの で、運動誘発性アレルギー症状などについて医療 機関より67件報告されている。

消費者委員会 消費者安全専門調査会 設置・運営規程

平成21年10月26日 消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の消費者安全専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

- 第2条 委員会に消費者安全専門調査会(以下「専門調査会」という。)を 置く。
- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長が あらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

- 第3条 専門調査会は 以下に掲げる委員会の事務に関連する事項について、 委員会の求めに応じて、調査審議する。
 - (1)消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において製品起因か否かが特定できない事故及び製品起因による事故ではないと考えられる案件について、消費者庁長官からの依頼を受け製品起因による事故か否かを調査審議すること。
 - (2)そのほか消費者安全に関する重要事項について調査審議すること。

(調査会の設置)

- 第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を 置くことができる。
- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査 審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、 座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

- 第5条 専門調査会の議事については 次の事項を記載した議事録を作成する。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した構成員の氏名
 - 三 議題となった事項
 - 四 審議経過
 - 五 審議結果

(審議の公開)

- 第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開 する。
- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門 調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

- 第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。) は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、 専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項 は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条、第7条各項及び前条の規定は、調査会について準用する。 この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」 と読み替えるものとする。

附則

この規程は、平成21年10月26日から施行する。

消費者安全専門調査会の当面の進め方について

平成 22 年 3 月 消費者委員会

1 趣旨

本専門調査会は、消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報の集約・公表のあり方、そのほか消費者安全に関する重要事項について調査審議を行う。

消費者委員会としては、消費者の生命・身体被害に係る取組として、消費者安全法に基づいて、消費者事故情報を踏まえて必要があるときは消費者被害の発生・拡大防止に関し必要な勧告等を行うこととなっており、その前提として消費者庁が集約する消費者事故情報の状況を適切に評価・点検する必要がある。また、消費者安全法の施行状況の検討(消費者安全法附則)につながる事項に関する調査審議も重要である。

こうしたことを踏まえながら、本専門調査会としては、当面、主に以下の事項 を中心として調査審議を進める。

2 主な審議事項

- (1)消費生活用製品安全法・消費者安全法等に基づく事故情報の集約・公表状況の評価・点検
 - ・消費者庁による事業者からの製品事故情報集約、公表、原因究明等について定期的に評価・点検(経済産業省消費経済審議会製品事故判定第三者委員会と下記調査会との合同開催)
 - ・消費者庁による行政機関からの消費者事故情報集約、公表、原因究明等に ついて定期的に評価・点検
 - ・その他の事故情報への対応についての評価・点検
- (2)消費者事故情報の活用方策に関する調査審議
 - ・わかりやすい公表・発信のあり方(事故情報 DB を含む)や、消費者教育・ リスクコミュニケーションの展開方策に関する調査審議
 - ・内外事例の整理をはじめとする、事故情報に関する分析・原因究明のあり 方に関する調査審議
 - ・一定期間経過後、上記(1)の評価・点検を踏まえながら、消費者安全法 の施行状況等に関する論点整理

3 体制

製品事故情報の公表については、詳細な事故情報を調査審議対象とすることから、当該分野に関して造詣の深い委員から構成する「製品事故情報の公表等に関する調査会」を設置する。

消費者安全専門調査会 審議経過

平成 23 年 7 月 15 日 消費者委員会事務局

開催回	開催日時	議題
第1回	平成22年3月24日(水)10:00~12:00	消費者安全行政の現状について消費者安全専門調査会の当面の進め方について
第 2 回	平成22年5月25日(火)13:00~15:00	前回の議論の整理事故情報の通知・集約について(現状と課題)
第3回	平成22年8月4日(水) 10:00~12:00	● 前回の議論の整理● 事故情報の通知・集約について(第2回から引き 続き)
第4回	平成22年10月13日(水)10:00~12:00	自動車リコール制度に関する調査報告前回までの議論の整理事故情報の分析について(現状と課題)
第 5 回	平成22年12月8日(水)10:00~12:00	前回までの議論の整理 言語処理による情報検索の実演 事故情報の分析について(第4回から引き続き)
第 6 回	平成23年2月1日(火) 14:00~16:00	 前回までの議論の整理 R - Map分析手法を用いた製品事故のリスクアセスメントについて 事故情報の分析について(第5回から引き続き)

開催回	開催日時	議題
第7回	平成23年4月12日(火)10:00~12:00	前回までの議論の整理事故情報の公表・活用について
第8回	平成23年5月17日(火) 10:00~12:00	前回までの議論の整理事故情報の公表・活用について(第7回から引き 続き)
第9回	平成23年6月28日(火) 10:00~12:00	前回までの議論の整理報告書素案について
第10回	平成23年7月12日(火) 14:00~16:00	● 報告書とりまとめ
	平成23年7月15日(金) 15:00~16:00	● 消費者委員会への報告

消費者委員会 消費者安全専門調査会 委員名簿

平成23年7月1日現在

(座長)

宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
赤松 利恵	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授
阿 南 久	全国消費者団体連絡会事務局長
大前 和幸	慶応義塾大学医学部教授
片山 登志子	弁護士
意りとう のりみち 悪道	同志社大学法学部教授
佐竹愛子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費者相談室副室長
が 当 と と と と と と と と と と と と と と と と と と	日本労働組合総連合会社会政策局長
世澤 とみ恵	社団法人全国消費生活相談員協会参与
電 岡 憲一	元読売新聞東京本社編集委員
中 尾 政 之	東京大学大学院工学系研究科教授
中 川 丈 久	神戸大学大学院法学研究科教授
なかしま よう すけ	一般社団法人品質と安全文化フォーラム代表理事
中村。晶子	弁護士
中 村 均	TOTO株式会社顧問
橋本 智子	社団法人北海道消費者協会会長
ない おか 猛	宇都宮大学大学院工学研究科機械知能工学専攻教授
横矢真理	特定非営利活動法人子どもの危険回避研究所所長
吉 岡 敏治	大阪府立急性期・総合医療センター副院長

以上19名

消費者委員会の佐野委員、中村委員については、消費者安全専門調査会の担当委員として、 消費者安全専門調査会の調査・審議に参画した。